

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 井上 明夫

## 1 日 時

令和2年12月7日（月） 午前10時31分から  
午後 4時03分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

井上明夫、大友栄二、御手洗吉生、阿部英仁、木田昇、河野成司、猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

藤田正道

## 5 出席した委員外議員の氏名

高橋肇、小嶋秀行

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 廣瀬高博、生活環境部長 高橋基典 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第121号議案、第122号議案及び第123号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
請願10については、採択とすべきものと全会一致をもって決定し、請願11については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (2) 第128号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情21について質疑を行った。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について、第5次おおいた男女共同参画プランの策定について及び第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について所定の手続を取ることとした。
- (6) 大分地方气象台防災管理官立川真彦氏及び中津市民病院臨床研究部長武末文男氏を参考人として招致し、意見聴取を行うことを全会一致をもって決定した。
- (7) 議員提案により制定された政策条例の検証について、次回の委員会にて検証を行うこととした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
政策調査課政策法務班	主査	甲斐諒子

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和2年12月7日（月）10：30～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 生活環境部関係

10：30～12：00

### (1) 付託案件の審査

第122号議案 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について  
(文教警察委員会合い議案件)

第123号議案 公の施設の指定管理者の指定について

### (2) 諸般の報告

①第5次おおいた男女共同参画プランの策定について

②第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

③大分県食品ロス削減推進計画の策定について

④第2次大分県青少年健全育成基本計画の改訂について

⑤第3次大分県動物愛護管理推進計画の策定について

⑥第4期大分県食育推進計画の策定について

⑦第5次大分県廃棄物処理計画の策定について

⑧第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について

⑨大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

⑩被災者住宅再建支援事業の制度改正について

### (3) その他

## 3 福祉保健部関係

13：50～15：20

### (1) 合い議案件の審査（付託委員会：文教警察委員会）

第128号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第121号議案 公の施設の指定管理者の指定について

請 願 10 新型コロナウイルス感染症に伴う鍼灸マッサージ施術所への支援を求  
めることについて

請 願 11 コロナ禍からいのちと暮らしを守る年金支給を求める意見書の提出に  
ついて

### (3) 付託外案件の審査

陳 情 21 国内に医療用品を生産する国策会社を設立すべきとの意見書の提出に  
ついて

### (4) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症について

②第7次大分県医療計画について

- ③おおいた高齢者いきいきプラン（第8期）について
  - ④大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画について
  - ⑤大分県障がい福祉計画（第6期）及び大分県障がい児福祉計画（第2期）について
  - ⑥大分県ギャンブル等依存症対策推進計画について
  - ⑦国保運営方針の見直しについて
- (5) その他

#### 4 協議事項

15:20～15:30

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 政策条例の効果等の検証について
- (3) その他

#### 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**井上委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、本日は藤田委員が欠席です。また、本日は委員外議員として小嶋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていきますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、文教警察委員会から合い議があった議案1件、請願2件、陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

まず、第122号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定についてですが、関係する文教警察委員会にも合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**河野生活環境企画課長** 議案書23ページ、第122号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について、委員会資料にて御説明します。

お手元の資料1ページを御覧ください。

1条例制定の背景ですが、昨年12月に策定した大分県自転車活用推進計画に、ヘルメット着用の促進や自転車損害賠償責任保険等への加入促進など、総合的な対策の必要性を盛り込んでいます。

また、(2)ですが、本県における自転車事故の特徴として、世代別では高校生の負傷者数の割合が高く、学年別では高校1年生、時間帯別では登下校中における事故が多くなっています。

2条例の目的は、条例制定の背景を踏まえ、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者

の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することです。

次に、3条例のポイントについて、3点御説明します。

一つ目は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、県民総ぐるみによる自転車安全教育等の実施です。第9条では、関係者は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるため、交通安全教育や啓発を行います。

二つ目は、自転車の利用に係る交通事故防止・被害軽減対策です。第12条では、夜間の反射材使用や頭部保護帽子等の器具の使用について努力義務としています。また、自転車で通学する児童、生徒等が、乗車用ヘルメットを着用することについても努力義務としています。

三つ目は、自転車による交通事故被害者保護対策です。第13条では、交通事故被害者の保護を図るため、自転車利用者や未成年者を監護する保護者、自転車貸付事業者等を対象に、自転車損害賠償責任保険等に加入することを義務化しています。

4施行期日について、県民への周知期間が必要と考え、令和3年4月1日からの施行とし、第13条の自転車損害賠償責任保険等への加入及び第14条の自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等の規定は、令和3年6月1日からの施行としています。

なお、本条例の条文骨子は、お手元資料2ページと3ページに記載しています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**木田委員** 第2条の自転車の定義についてお尋ねします。最近のモーター付きのキックボードは結構スピードが出るんですが、歩道を走行しているのを見たことがあります。このモーター付きのキックボードも道交法の対象になるのか教えてください。

**河野生活環境企画課長** キックボードについては、本条例の対象にはなっていません。

**木田委員** そういった乗り物が増えてくるんじゃないかなと思うんですけども、今後はそういったものも対象にすることを検討することはないですか。

**河野生活環境企画課長** 自転車は道交法上の軽車両と規定されています。キックボードについては国の動向等を注視しながら、もし道交法という軽車両や自転車の範囲に入ってくることがあれば、その段階で検討します。

**木田委員** 確かキックボードは道交法上の車両になっているとは思うのですが、規定上に何かあったような気が——法的なものはまた確認していただいた方がいいと思うのですが、大分でも走っているのを見ました。今後検討していただいた方がいいかなと思うので、よろしくをお願いします。

**河野生活環境企画課長** 道交法上の自転車の中にキックボードが入るかどうかは、私も勉強不足でした。

しっかりと確認して、対応していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

**河野委員** 施行期日についてお伺いしたいんですが、第13条の損害賠償責任保険加入の義務について、条例施行から2か月の猶予がありますけれども、この第13条がずれることによって第14条、いわゆる確認の規定も当然ずれていくという考え方のようなんですが、これは周知期間という考え方で6か月を置くべきかどうか。

中学、高校の進学期が通学用自転車の購入期だと思いますが、そことずれが生じているわけなんです。購入の時点で損害賠償責任保険に加入する方がほとんどかと思えます。義務化が始まるのは確かに6月なんだけれども、購入の時点で既にこういう条例があるとお知らせするので、自主的に入ってくださいという趣旨なんですか。

**河野生活環境企画課長** 施行に関しては、全般的にはさきほど御説明したように、ヘルメットの努力義務等を含めて4月1日からとしていま

す。ただし、保険加入については、義務化するので、しっかりと周知する必要があると考えています。もちろん、これは今後条例が可決されて、来年1月からいろんな関係機関等とこの条例について県民の皆さんにお知らせをしていくことになると思いますけれども、やはり義務化に関しては徹底してやっていきたいと思っています。委員の言うとおりに、4月に自転車を購入される方、例えば、自転車通学生等があると思いますけれども、ここについては若干、2か月の差がありますけれども、我々とすれば、来年からしっかりと、4月から6月の間も含めて周知をやっていきたいと考えています。

**河野委員** 条例化する意味なんですけれども、基本的に罰則規定が設けられていない義務化について考えを聞きたい部分もあるんですね。条例に規定して義務化することは、条例違反について言えば、罰則がなかろうがあろうが、より重たい責任を課す。それが例えば、裁判等で争われる場合について、条例違反の状態はそれだけしんしゃくされて、大きな責任を負う形になるかと思っています。そういった意味で、今回、義務化が6月からとすると、損害賠償等の義務の発生を考えたときに、2か月の空白期間を生じるが、このことについてどう評価されるのかなと思うわけです。その辺の議論はされているんですね。

**河野生活環境企画課長** 我々はこの条例を作成するにあたり、行政はしかり、民間の関係者や教育関係者等を入れた29の団体で構成する検討会議を設けて、施行期日をどうするかについてもしっかりと議論をしてきました。

今回、条例で唯一の義務規定はさきほど御説明したとおり、自転車保険等への加入規定であり、罰則はなく強制力はないんですけれども、加入しなければ条例違反となります。

まずは、県民の皆さまが条例に違反しないように条例をしっかりと周知することが大事であり、条例が可決されれば早速周知に関する取組を進めていきたいと考えています。

具体的には、県で作成したチラシやポスター、のぼり旗を活用しながら、警察や学校等の関係

機関や交通安全協会、さらには自転車販売店等を通じて、自転車利用者等に対する条例の周知を図るとともに、自転車損害賠償責任保険等の加入確認チェックシートもチラシに記載しながら、保険等に関する情報提供を行って加入の促進を図っていきたいと考えています。

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方はいいですか。

**小嶋委員外議員** 今の関連です。第13条及び第14条の規定は6月1日からなんですけど、条例の施行は4月1日で、保険に入るのは6月からでいいですよという説明になるわけですよ。これは例えば、保護者から「保険加入はなぜ4月からにならないのですか」と言われたときにどのような説明をしますか。

**河野生活環境企画課長** さきほど申し上げたとおり、義務化は非常に強いものだと考えています。条例をしっかりと周知するために周知期間が必要だと、検討会議の中で意見が出ています。

努力義務の部分の施行に関しては、4月1日からですけれども、やはり義務化については、一定の周知期間があるだろうと思っているので、よろしく願います。

**小嶋委員外議員** ちょっと分からないのが、4月から一部を除いて条例が施行されて、それに基づいて、子どもたちも自転車を利用するし、自転車を使わせるところも条例が適用になるんですけど、2か月間でも事故の可能性はありますよね。その場合の保険適用はないわけですよ。しっかり安全を確保しようよと条例を制定するんですけど、でも、万が一、事故が起こった場合には6月からしか保険適用がないから、2か月間は空白になるので、その間はどう補償するのかという気がするんですけど。そういう単純な議論じゃないんですか。

**河野生活環境企画課長** さきほども御説明しましたけれども、周知に関しては、来年から取り組んでいこうと思っています。義務化が6月からスタートするので、一般の自転車購入時に保険加入をするなど言っているのではなくて、あくまでそこは自転車販売店等に、そういうとき

には一緒に加入の案内をしてくださいと広報はしていきたいと思います。義務化が施行される時期までを周知期間として少し長めに取っているということで、決して6月1日まで入るなどという指導をするわけではありません。

また、自転車通学生については、今回、保険加入も同じように義務化になっていますけれども、ここは県の高等学校PTA連合会が自転車通学生に関して4月から保険に入っている状況です。高校生はしっかりと、万が一、事故が起きても4月から適用できるようにはなっています。一般の利用者に関しては、今回、全ての利用者に自転車用ヘルメット、あるいは頭部保護帽子とか膝や肘等のいわゆるプロテクター、こうした被害軽減器具を着けるようにと努力義務化しています。ヘルメットの着用と同時に、保険加入についても来年からしっかりとやっていきたいと思っています。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないようですので、質疑はこれで終わりますが、本案についての合い議先である文教警察委員会からの回答がまだありませんので、採決については、後ほど行うこととします。

次に、第123号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

**河野生活環境企画課長** 議案書28ページ第123号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

資料4ページを御覧ください。

さきの第2回定例会の常任委員会において御報告しましたが、生活環境部が所管する公の施設のうち、大分県長者原園地及びおおい動物愛護センターのドッグラン及び多目的広場の2施設が今年度末をもって指定期間の満了を迎えます。

令和3年度からの新たな指定管理者の指定にあたっては、指定管理候補者選定委員会を設置し、申請団体に対するヒアリング等が行われ、慎重かつ厳正に審査が実施されました。

このたび、これらの施設の指定管理候補者を

選定しましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

まず、1大分県長者原園地についてです。指定期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。申請のあった1団体について審査した結果、有限会社吉武建設を指定するものです。

提案価格ですが、指定管理者が管理する近隣の長者原オートキャンプ場の利用料金で当該園地を一体的に管理するためありません。

選定委員会では、募集要項に示した長者原オートキャンプ場利用者の目標値を大きく上回る目標を掲げており、その達成に期待できる提案であることや新型コロナウイルス感染症対策の徹底に加え、ワーケーション対策など、コロナ禍での積極的なサービスの向上も計画するなど時宜を捉えているなどの評価をいただいています。

次に、2おおいた動物愛護センターのドッグラン及び多目的広場についてです。指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

申請のあった1団体について審査した結果、九州乳業株式会社を指定するものです。

提案価格ですが、ドッグランの利用料金で管理費用を賄う利用料金制を採用しているためありません。

選定委員会では、隣接する敷地に本社があり、緊急時のバックアップ体制がとられていることや利用状況を分析し、利用者の増加やサービスの向上につなげようとしており、動物愛護と適正な飼養啓発を行うおおいた動物愛護センターへの理解が促進されるなどの評価をいただいています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**河野委員** 長者原園地について伺いたいんですが、利用料金制と言っても、その利用料金の収入源が九重町管理施設のオートキャンプ場の利用料金で、県管理の園地の管理もさせるという構図になっています。これは債権債務の考え方でいったときに、本来、管理者が園地の管理をするという経費について、園地とは違うところ

の利用料金を持ってくるという構図をどのように評価しているのか。

例えば、オートキャンプ場が大規模な自然災害でしばらくの間、利用できなくなった場合には利用料金がそれだけ当然減るわけですね。そういったときに、園地の管理費についてどういう処理ができるんですか。何らかの突発的なことが起こった場合に、園地の管理費用について、契約上、県に請求できるんですか。それはどのように考えていますか。

**橋本自然保護推進室長** それでは、長者原園地について回答します。

まず、オートキャンプ場ですけれども、平成31年4月1日に県から九重町に無償譲渡しています。それ以前は県の施設としてオートキャンプ場と長者原園地を一体的に管理していました。

平成31年4月1日以降はオートキャンプ場は九重町のものになりましたけれども、従前の取扱いを継続していこうと、指定管理者については九重町と共同で、長者原園地も含めて一体的な管理としています。

さきほど質問があった自然災害等の突発的な事項に関して管理がどうなるのかについては、指定管理者の契約上、そういった事態に応じて個別に協議して、指定管理者の過度な負担にならないよう対応していきます。

**河野委員** これは債権と言いますか、権利、義務の発生と費用の負担とがばらばらで、少なくとも平成31年以降このパターンでやっているということですが、どうなのかなと思います。契約内容についてよく法務室と詰めておいた方がいいんじゃないかなと思います。

さきほど申したとおり、権利——いわゆる指定管理者の請求権をどのように発揮できるのかについては、きちんとした裏打ちがないとこれはちょっと怖い契約だなと思うので、よろしくをお願いします。

**大友副委員長** 指定管理はここだけに限らず、いろんなところでそうなんですけど、常任委員会とかに諮るときに、もうちょっと資料的なもの、収支——例えば、管理料がいくらとかの流

れがないと理解できないです。これはそれぞれ1団体からの応募があり、当然、選定委員会の中でしっかりと選定しているものだと思います。なので、指定については問題ないのかなと思うんですけど、もうちょっと情報として中身のあるものが欲しいなと思いますので、一応要望しておきます。

当然、その資料があると思います。後ほどでいいので出していただきたいと思います。

**橋本自然保護推進室長** 指定管理の長者原園地について、今、御指摘をいただいた収支の関係資料は後日提出しますけれども、取りあえず、ここで概略を御説明します。

長者原園地については、さきほどから話が出ていますけれども、隣接の長者原オートキャンプ場と一体的に管理するというので、長者原園地そのものには収入は発生しません。長者原オートキャンプ場の収支で言うと、令和元年度の収入は約2,500万円です。そして、支出が約2,300万円となっています。

資料は別途提出させていただきます。

**檜山食品・生活衛生課長** それでは、ドッグランの収支について御説明します。

平成30年度は、平成31年2月からで収入は33万4千円、支出は45万9千円で、収支はマイナス12万5千円です。また、令和元年度は1年間あって、収入は291万9千円、支出は308万6千円で、収支はマイナス16万8千円です。令和2年度はいろいろ——SNSを活用したりなどの広報を通して利用頭数が上がっているので、今後、黒字に向けての見込みは立っています。

ちなみに、令和3年度の年間の利用頭数の目標を1万頭に設定しており、順次上げている状況です。

**御手洗委員** 要するに、選定委員会で審議した結果がここに出ているわけですから、例えば、話をしたように、選定委員会に出した資料を常任委員会の資料として出していただければ、非常に分かりやすい。これだけでは判断しろと言ったって、判断のしようがないと思うんですが。資料は今出せますか、それとも後日ですか。選

定委員会に出した資料を出してよ。

**河野生活環境企画課長** 選定委員会に提出した資料については、後日提出します。

**御手洗委員** 後日でね——これを今から審査するというのに後日まで待つんですか。（「それだけの人が来ているんだから、すぐ分かるやろう」と言う者あり）

**河野生活環境企画課長** では、すぐ準備します。（「委員長、ちょっと今のを保留にして、後でまた議論しましょう」と言う者あり）

**井上委員長** それでは、ほかにありませんか。〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員から何かありますか。

**小嶋委員外議員** さきほどドッグランについて収支の赤字が2か年ありましたけど、この補填はどのようにするんですか。

**檜山食品・生活衛生課長** 九州乳業については若干の赤字は出ていますが、本社の収益が順調です。そちらから補填しています。

**小嶋委員外議員** 動物愛護センターの収支でしょ。本社からの補填というのは、ちょっと意味が分からないです。

**檜山食品・生活衛生課長** 県からの補填は、今のところ考えていないということです。（「そういうことじゃなくて」「受託したところの本社が負担しています」「出すようになっているんですね」と言う者あり）

**小嶋委員外議員** 委員外議員で申し訳ないんですけど、補填という意味合いがよく分からなかったので質問します。蓄積していて、今年度は少し良くなっているということですけど、やっぱり何百万円かの補填がどこからかされているということで。補填しているのが愛護センターの指定管理と無関係なところから出ているとすれば、それは疑義があるかなと思うので、その辺を聞いたんですけど。

**檜山食品・生活衛生課長** 指定管理者を募集した際の条件で、収入については事業収入で——入場料収入がほとんどですけども、それであげていただくことになっており、もし赤字になっても県からの補填はしないという条件で募集しています。そういう意味で、県からの補填は

考えていませんとお答えしました。（「九州乳業が受託者なんで」「指定管理の契約上、指定管理者に収入が入るのでそれでやってくださいねということ」と言う者あり）

**井上委員長** よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

**井上委員長** それでは、本案の再審査及び採決は後ほど行うこととします。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①から⑧について説明をお願いします。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 第5次おおいいた男女共同参画プランの策定について説明します。

お手元の資料5ページをお開きください。

1 背景及び目的等ですが、現行の第4次おおいいた男女共同参画プランの計画期間が、令和2年度末で終了することに伴い、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定するものであり、計画期間は5年間としています。

2 計画の概要ですが、総合目標として、男女共同参画社会の実現を掲げて、基本目標Ⅰの男女共同参画に向けた意識改革では、1 男女の平等と人権を守る環境づくりとして、多様な性のあり方を認める教育・啓発、相談体制の充実などに取り組みます。

基本目標Ⅱ女性の活躍の推進では、2 雇用等の分野における男女共同参画の推進として、ライフステージに応じたきめ細かな就業支援などに取り組み、また、4 男性の子育て・家事・介護等への参画促進では、父親のコミュニティづくりの推進や、家事分担を考えるきっかけづくりとなる広報・啓発の推進などに取り組みます。

基本目標Ⅲの男女が安心できる生活の確保では、1 生涯を通じた健康支援として、健康アプリ「歩得（あるとつく）」等のICTの活用の推進などに取り組みます。

3 指標の見直しですが、現行の25指標を26指標に見直し、男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合を65%から70%に引き上げるなど、目標値の上方修正は13指

標、男性の育児休業取得率の追加など、新規・見直しは8指標です。

今後は、パブリックコメントでいただいた意見の反映や、大分県男女共同参画審議会での議論を進め、成案を来年の第1回定例会に上程する予定です。

**都甲うつくし作戦推進課長** 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について御説明します。

お手元の資料6ページをお開きください。

初めに、1 計画の目的及び位置づけですが、地球温暖化を防止する施策である緩和策の取組をさらに強化するとともに、近年頻発する生命や生活に関わる様々な気候変動影響に対処するための適応策の充実を図ることを目的としています。計画の位置づけの一つ目は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、二つ目は平成30年に施行された気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画です。

地球温暖化問題の深刻化が増す中、令和2年度で終了する第4期大分県地球温暖化対策実行計画を改訂し、県民一体となって温暖化対策に取り組みます。

次に2 計画の概要ですが、計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

主な取組の一つ目は、緩和策です。家庭や事業所のエネルギー消費量を実質ゼロにする新しいライフスタイルの普及促進などの省資源・省エネルギー対策や、企業等と連携したエコエネルギーの導入及び利用の促進、また、二酸化炭素吸収源となる森林の健全化を推進します。

二つ目は、適応策です。農林水産分野における高温耐性品種への転換を図る取組、自然災害分野における防災対策、健康分野における熱中症を予防する取組など、分野ごとの気候変動の影響に対処するための施策を推進します。

三つ目は、推進体制です。県民、事業者、市町村、県、地球温暖化防止活動推進員等の各主体が、それぞれの責任と役割を認識して、自主的かつ積極的に取り組むとともに、各主体の取組や課題、進捗等に関する情報を共有し、連携

を図ります。

また、計画の目標としては、二酸化炭素排出量を2025年度までに2013年度比で家庭部門はマイナス27%、業務部門はマイナス28%、運輸部門はマイナス20%としています。

最後に、3今後のスケジュールですが、計画策定会議等への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

引き続き、大分県食品ロス削減推進計画の策定について御説明します。

お手元の資料7ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び位置づけですが、食品の生産、消費の過程で大量に廃棄されている食品廃棄物の発生抑制に資する施策や取組を定め、消費者、外食産業等食品関連事業者や市町村、県等が連携・協力し、県民生活や事業活動等において食品ロスの削減を図ることを目的としています。また、計画の位置づけは、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法に基づく県の区域内における食品ロスの削減に関する計画としています。

次に2計画の概要ですが、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

主な取組としては、一つ目、大分県における食品ロス量の算出です。国の推計値を基に、県内で発生する事業系・家庭系食品ロス量を算出し、食品ロス削減目標を設定します。

二つ目は、推進施策です。発生抑制の推進として、環境教育アドバイザー等を活用した削減意識の普及・啓発の拡充や、食品事業者の余剰在庫等の未利用食品をフードバンクへ有効活用する取組の支援等を行います。

三つ目は、各主体の役割と行動です。食品ロス削減を推進するため消費者、事業者、市町村や県等の各主体に求められる役割と行動を明確にしました。

四つ目は、推進体制です。消費者、事業者、市町村や県等が一体となって、食品ロスの削減に向けた施策を推進するため、関係機関をメン

バーとする大分県食品ロス削減推進協議会を設立します。

また、計画の目標としては、県内の食品ロスを、2025年度までに2000年度比で、事業系、家庭系ともに25%減としています。

最後に、3今後のスケジュールですが、計画検討委員会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**河野私学振興・青少年課長** 第2次大分県青少年健全育成基本計画の改訂の概要について御説明します。

お手元の資料8ページをお開きください。

初めに、1背景及び目的ですが、この計画は、本県の青少年健全育成施策を総合的に推進するため、平成28年度から令和7年度までを計画期間とし、施策の基本方向と取組を定めたものです。本年度は、計画の中間年であるため、プラン2015等の見直し内容や社会情勢、青少年を取り巻く環境の変化などを反映して見直しを行うものです。

2計画の概要ですが、総合目標として「豊かな心でよりよく生きようとするおおいたの青少年」を掲げ、基本目標Ⅰの次代を担う青少年の育成では、青少年の健全育成・自己形成支援の取組として、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等専門スタッフの活用など、教育相談体制の強化を図ります。

また、社会にはばたく力の養成・環境づくりでは、くじゅうアグリ創生塾による農業の担い手育成プログラムの実施など、次世代を担う産業人材の育成に取り組みます。

基本目標Ⅱの青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備では、子育て支援等の充実の取組として、第2子以降の3歳未満児保育料を全額免除する市町村への助成により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの居場所となる子ども食堂の継続的な運営支援などを通じて、ひとり親家庭や子どもの貧困問題対策の充実を図ります。

基本目標Ⅲの個別の対応を必要とする青少年への支援では、青少年の被害・加害防止と保護の取組として、ながら見守りによる見守りの目を増やすなど、子どもの登下校時の安全確保に向けた取組の充実を図ります。また、青少年を取り巻く有害環境への対応の取組では、近年、インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、低年齢層の子どもの保護者をはじめとした大人に対するインターネット安全利用や家庭でのルール作りなどの啓発を推進していきます。

今後は、大分県青少年健全育成審議会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**檜山食品・生活衛生課長** 第3次大分県動物愛護管理推進計画の策定について御説明します。

お手元の資料9ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び位置づけですが、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県を目指し、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために定めたものです。

位置づけは三つあり、一つ目は動物の愛護及び管理に関する法律に基づく計画、二つ目は動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針に則した計画、三つ目は、安心・活力・発展プラン2015の部門計画です。

次に、2計画の概要ですが、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画の期間としています。国の基本指針の改定にあわせて、おおむね5年後に計画を見直します。

計画の主な取組は、動物愛護管理法の改正内容や基本指針の施策展開の方向性を踏まえ、不妊去勢手術や普及啓発等、平成31年2月に設置した動物愛護センターを中核とする施策を新たに計画へ反映します。

目標ですが、国の指針目標が、殺処分頭数を令和12年度までに平成30年度比50%減となったのに合わせ、県も殺処分頭数削減を目標

とし、平成30年度1,853頭から令和12年度までに900頭以下とします。

3今後のスケジュールですが、市町村や動物愛護推進協議会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

続いて、第4期大分県食育推進計画の策定について御説明します。

お手元の資料10ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び位置づけですが、この計画の目的は生涯にわたる健全な食生活の実現と地域の食を育むため、食育に関する施策や取組を定めたものです。

位置づけの一つ目は食育基本法及び六次産業化・地産地消法に基づく県の食育計画、二つ目は大分県食育推進条例に基づく計画、三つ目は安心・活力・発展プラン2015の部門計画です。

次に、2計画の概要ですが、期間としては、令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

次に主な取組ですが、基本的な視点は次の3点です。

一つ目は、健全な食生活を実践できる県民の育成として、おやこの食育教室などに取り組みます。

二つ目は、魅力あふれる地域の食づくりとして、郷土料理などの食文化の継承などに取り組みます。

三つ目は、食を育む環境との共生として、農林水産体験活動による生産者との交流などに取り組みます。

これらの取組を通じて、自然の恩恵と食に関わる感謝の念を醸成します。

目標は、県民の皆さまに食育をより身近に感じていただき、実践につなげていただくよう、第3期の目標としていた六つの力を統合し、三つの力を身に付けることを目標としています。

具体的には、現行の食べ物を選ぶ力と地域食材や旬の味がわかる力を統合した「えらぶ力」、

地域の食文化を活かした料理が出来る力と元気な体がわかる力を統合した「つくる力」、食べ物のいのちを感じる力と食卓でマナーを学ぶ力を統合した「たべる力」の三つです。

3今後のスケジュールですが、食育推進会議への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**御沓循環社会推進課長** 第5次大分県廃棄物処理計画の策定について御説明します。

お手元の資料11ページをお開きください。

初めに、1計画の目的及び位置づけの(1)目的ですが、本計画は循環型社会を目指し、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、新たな課題であるプラスチックごみへの対策や災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の確保を盛り込んでいます。

(2)位置づけとしては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、大分県環境基本計画の廃棄物対策等に係る個別計画として位置付けられています。

次に、2計画の概要についてですが、(1)期間は、令和3年度から7年度までの5年間です。

(2)主な取組ですが、現計画から強化した施策にアンダーラインを引いています。まず、一般廃棄物の現状・課題は、ごみ排出量は全国平均よりも多く、再生利用率は平均より低いことです。そのことを踏まえ、主な取組として、①の分別回収・再資源化の促進として、市町村や事業者と連携してプラスチックごみのリサイクル率向上を目指します。

④では、市町村を支援し、災害廃棄物処理計画並びにマニュアルの策定・見直しを進めます。

次に、産業廃棄物の現状・課題ですが、不法投棄などの不適正処理が依然として発生していることや、最終処分率が下がらないことなどが課題となっています。主な取組として、①の排

出抑制や減量化等につながる研究・技術開発等を行う循環産業の開発支援を行う一方、③の監視・指導の充実・強化では、ドローンや監視カメラ等の監視機器を活用して、最終処分場の立入調査を強化し不適正処理の防止に努めます。

次に、目標ですが、一般廃棄物は、年間排出量を平成30年度の実績値に対し、約11%削減した35万7千トン以下に、再生利用率は6.3%向上させて25.0%としています。産業廃棄物は、年間排出量の増加を3%に抑え342万トン以下に、最終処分率は現行計画の目標値を引き継ぎ2.0%としています。

最後に、3今後のスケジュールですが、環境審議会への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

次に、第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について御説明します。

資料の12ページをお開き願います。

資料の1計画の目的及び位置づけについてですが、海岸ごみの現状について理解を深め、海岸漂着物対策等に行政をはじめ県民、関係団体等が連携して総合的に取り組むことを目的とし、海岸漂着物処理推進法第14条に基づく法定計画であるとともに、大分県廃棄物処理計画の海岸における漂流・漂着ごみ対策に関する個別計画として位置付けています。

次に、2計画の概要ですが、現計画が今年度で満了することから、計画期間は令和3年度から7年度までの5年間とし、現計画の基本理念であるごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が共生するうつくしい大分県を引き続き目指します。

主な取組は、現計画で定めている四つの方針の下、最近の取り巻く状況等を踏まえ、各種施策を盛り込みます。

①の海岸ごみの円滑な処理の推進では、平時の海岸ごみの回収に加え、災害が激甚化、頻発化していることから、災害時に発生する漂着ごみなどの迅速な回収、処理を行います。

②の効果的な発生抑制対策の推進では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を通じて廃棄物の発生抑制と適切な処分を確保することにより循環社会の実現を図ります。

また、③の県民みんなで進めるきれいな海岸づくりでは、その右にある令和元年度に実施した海岸漂着物の実態調査によると、漂着した人工ごみの約7割がプラスチック類であり、その約8割が陸域由来であったことから、内陸部の県民に対しても広報・啓発を行いながら、海岸クリーンアップ作戦を実施していきます。

次に、目標ですが、今回新たに海岸清掃参加人数と1海岸当たりの人工ごみの量を目標指標として設定し、目標値は表のとおりです。

3今後のスケジュールですが、市町村への意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまの御意見を反映した内容としたいと考えています。計画案については、本委員会で報告後、3月下旬に計画の公表を予定しています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**猿渡委員** 関連があるので、いくつかの計画について続けて質問します。

まず、男女共同参画の計画ですけれども、最初の主な取組の1項目に多様な性のあり方を認める教育とあります。この計画はいろいろな分野に関連してくる計画で、ここは教育委員会も関連してくるわけですけれども、私が気になっているのは制服ですね。ジェンダーレスの制服の導入を急ぐべきだと考えています。ボタンも男女で違いがあるので、理想を言えば、ファスナーとか、リボンとか、そのあたりも含めて一少なくとも、ズボンかスカートか選べるとかですね。性自認が違う場合にスカートをはくのが非常に苦痛だということもあるので、制服の問題。

それと、トイレの問題。多目的トイレがどのくらい学校に普及しているのか、その辺も気になっています。

それと、この計画の中でもう1点、DV、性

犯罪、性暴力、これは後にも若干計画の中に出てきましたけれども、今、やはりコロナ禍でDV、性暴力が心配されています。なかなか見えづらいし、相談しづらい状況にあるかと思えます。その辺のところで、SNSを活用した相談が増えていますけれども、この性暴力やDVに関して、若年層を含めて声をあげやすい、情報を得やすい環境が必要かと思えます。青少年健全育成のところにも性暴力等が出てくるので、関連するかと思えます。

それと、食品ロスのところと青少年健全育成のところに関連するかと思うんですが、やはりコロナ禍でひとり親家庭などの子どもの貧困が危惧されるわけですけれども、フードバンクの活用がどういう形でPR、周知されているのか。本当に必要な方に行き届いて、そういう方に食品が届くような取組が今求められていると思います。子ども食堂などもこの健全育成の計画に出てきますけれども、本当に必要な方が遠慮なく受けられるフードバンクの支援、あるいは貧困を引き継がないという意味での学習支援なども大事になってくると思っています。

学習支援では、NPOが無料で学習支援をしている例もあるかと思うんですが、大分でどのくらいあるのか。本来は学校で低学力の子どもたちの学力をつけさせないといけないと思うんですが、今のところ、そういう支援も必要かと思っています。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 3点ほど質問をいただきました。

まず一つ目、制服の問題ですけど、今のプランの中に具体的な記述はありません。今のプランの中では、さきほど御説明した、誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して教育、啓発、相談体制の充実に努めるとしているので、こういった政策を進める中で、制服についてもどのように取り扱っていくかについては教育委員会と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

2点目の多目的トイレについて、これは後ほど教育委員会からどの程度整備されているかと

いう資料をお届けしたいと思います。

3点目、DVとか性暴力ですが、これはまず、相談センターの存在を知られていないことが一番大きな課題だと私どもは捉えています。そこで、まずはここで相談ができますよ、一人で悩むことなく、いつでも相談していただけますと今後しっかりと広報して、取組を進めていこうと考えています。

**都甲うつくし作戦推進課長** 食品ロスの御質問がありました。

計画策定に関しては、今、大分県に二つのフードバンクがありますが、そちらの関係者にも入っていただき、フードバンク活動やフードドライブ、子ども食堂等の自治体との連携、それから事業者等から発生する余剰在庫や納品、販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を無償で提供するなどの未利用食品等の有効活用を促進するよう関係者で協議をしています。

**河野私学振興・青少年課長** フリースクールの関係ですが、NPO法人などの諸団体が運営しているフリースクールが今17か所、県内にあります。フリースクールをはじめとして、貧困家庭の子どもの学びの保障からいじめ対策、不登校対策など、一般的にやらないといけなことが多くあります。当課は青少年健全育成全般を所管していますが、教育委員会ともしっかり連携しながら、子どもの学びの保障につながるような施策をしっかりと展開しようと思っています。

**河野委員** 数値目標を立てているもので、現況が記載されていないものについてお伺いしたい。

まず、地球温暖化の問題。2013年度比で20%等の削減目標を掲げているわけですけど、直近で分かっている状況を教えていただきたい。

もう一つ、食品ロスの現況についても教えていただきたい。

それから、動物愛護の殺処分頭数、これも最新の状況が出ているんじゃないかと思います。出ていなければ、今年度の例えば区切りのいいところ、半年分とかで分かるものを教えていただきたい。以上、よろしくお願ひします。

**都甲うつくし作戦推進課長** まず、地球温暖化

対策、県内の温室効果ガス排出量について、平成29年度のデータが直近になるんですけども4,227万1千トンになり、第4期大分県地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成25年度比で9.9%減となっています。この数値は4年連続で減少しており、順調に削減が進んでいると考えています。

それから、食品ロスですが、今回、大分県内の食品ロスを算定しました。県内の食品ロス量は平成29年度が最新のデータになるんですけども5万937トンで、内訳は事業系が2万4,119トン、家庭系が2万6,818トンとなり、県民一人当たり大体毎日124グラム、茶わん1杯弱ぐらいを廃棄している状況です。

今回、これからの5年間で2000年度比を基準に減らしていく計画にしています。

**檜山食品・生活衛生課長** 殺処分頭数の現況について御説明します。

平成30年度は、犬、猫合わせて県下で1,853頭の殺処分がありました。令和元年度は、動物愛護センター開所における県民の期待から、残念ながら一時的に猫の持込みなどが増加して、2,271頭と増えています。しかしながら、令和2年度、9月末——半期で犬、猫合わせて864頭です。倍にすると、大体前々年度、平成30年度のレベルに戻っています。動物愛護センターの啓発活動であったり、さくらねこ等の不妊手術等の効果が少しずつ現れているのかなと思います。

2012年度の900頭以下にはまだ及びませんが、10年かけてその目標に近づけていきたいと思っています。

**河野委員** それではまず、地球温暖化の部分ですけども、さきほど県内で4,227万1千トンで、2013年ベースで9.9%のマイナスという話がありました。2025年までに27%、28%、20%のそれぞれの削減に向けては、さっき順調だという話があったんですけども、これは目標達成が見えているんでしょうか。9.9%からはまだ高いと思いますが、目標達成ができるでしょうか。3年前で9.9%だったものがあと5年でここまでいくのかな

と、率直な疑問です。

それと、食品ロスの関係ですけれども、2000年度比で平成29年の最新のものがどの程度の達成率になっているのかお聞かせください。

それから、動物愛護の関係ですけれども、10年間で900頭、約半数ぐらいにする目標でいくということです。これについては具体的に啓発等だけでいいのか、不妊、去勢手術の助成とか様々なことを言われているんですけれども、若干不安になる部分があります。

実は、県内だけではなくて、周辺の地域、特に中国地方——山口とかは野犬が非常に多くて、野犬対策が県政課題になっているということも聞いています。そういったところで、厳しい対応をすればするほど、大分県内にしわ寄せが出てこないかなと心配しています。

以上の点について、教えてください。

**都甲うつくし作戦推進課長** まず、温暖化の数値は、今、計画では2030年度に2013年度比で35%減という目標を立てています。ですから、順調という表現をしています。（「資料は2025年のもの」と言う者あり）はい。2025年度でこういった数値を目標として、今回の計画では27%、28%、20%と定めています。2030年度を目標に県内として全体で35%減ということにしており、これはあくまでも家庭部門、業務部門、運輸部門という3分野の目標です。（「個別で何%」と言う者あり）すみません、ちょっとお待ちください。

**檜山食品・生活衛生課長** では、動物の御質問にお答えします。

さきほど御説明した半期で864頭の内訳ですが、犬は57頭で、猫は807頭です。すみません、詳しい数字を持ち合わせていませんが、7、8割は生まれたばかりの子猫と聞いています。

大分県の状況、各県——国内の状況がいろいろ変わっており、犬に関しては、幸い、大分県の飼い主は皆さんつないでいただいて、殺処分頭数はずっと減ってきています。大分県の一番の問題は、やはり何とんでも野良猫の子猫が持ち込まれて、その個体をどうしても処分しな

ければいけないという現状があります。

さきほど委員がおっしゃったとおり、啓発も当然やっていますが、今、命の授業であったり、小学校——小さい頃からちゃんと育てる方法、また市町村に対する手術の助成がなかなか進まないところであるんですけれども、それもやっています。大分市は独自にやっていますし、県は今、別府市と竹田市に助成をしています。

さきほど少し申し上げたさくらねこ事業は、野良猫に関してボランティアと協働で動物愛護センターで手術して地元に戻す事業です。そこで、市町村にお手伝いいただき、市町村助成にもつなげていきたいと考えています。

また、動物愛護法が改正になり、野良猫についても周辺の生活環境を損なわなければ、引取拒否ができるとなっています。入口対策として、できれば引取拒否に関しても進めていきたいと思っています。

**都甲うつくし作戦推進課長** 温暖化ガスについてです。2013年度比で、最新のデータで家庭部門が16%減、業務部門で同じく16%減、運輸部門で11%減となっています。（「すみません、もう一回言ってもらえませんか」「実績」と言う者あり）申し訳ありません。家庭部門で24.6%減で、業務部門で25.8%減で、運輸部門で0.2%増です。（「さきほどのは目標やろう」と言う者あり）はい、さきほどのは目標に対しての数値でした。

それから、食品ロスですが、家庭系については、2000年度が4万7,523トンで、事業系については4万223トンですので、そこからを基準に目標を設定するように考えています。

繰り返しになりますけれども、直近の実績としては、事業系で2万4,119トン、家庭系で2万6,818トンです。

**河野委員** 説明を聞いて、さらに混乱しているんですけれども、これはちょっと書面で出してもらっていいですか。資料提供を要求します。その方が分かると思いますので、よろしく願います。（「はい、分かりました」と言う者あり）

**木田委員** 8ページの青少年健全育成基本計画の改定ですけれども、政策（7）の状況に応じた個別の支援の改定内容ですが、今回の定例会で玉田議員のヤングケアラーの質問に対する福祉保健部の答弁で、全国調査もこれから入るということでした。ヤングケアラーは正にここに入ってくる大きな社会問題であると思います。今回の改定でヤングケアラーのことが入るのか、教えていただきたいと思います。

**河野私学振興・青少年課長** 今の段階で具体的に文面には入っていませんが、そういった趣旨のことは入れています。また、ヤングケアラーという文言を入れるかはしっかり担当部局と協議しながら、最終案で検討させていただきたいと思います。

**木田委員** 大きな問題になっていますから、ぜひ。これは入っていないですけれども、今後パブリックコメント等行われるのでしょうか。

**河野私学振興・青少年課長** パブリックコメントは年明けからしますので、そのパブリックコメントの段階までにその辺についてはしっかり検討したいと思います。（「お願いします」と言う者あり）

**阿部委員** ちょっとお聞かせいただきたい事項があります。

きれいな海岸づくりということで大変結構なんですけど、第3次ですから、第1次、第2次があり、そういう流れの中で、今、継続してずっとやっていると思います。その流れの中で、やはりその都度パブリックコメントをしなければならないのか、こういう手順を踏まなきゃならないのかがまず1点。

それと、このきれいな海岸づくりは本当に大切なことだし、ありがたいことだと思うんですが、この計画を所管する生活環境部でどの範囲ができるのか。

この計画の中に災害という言葉が出てきているんですが、災害が起こった後の海岸は漂着物が非常に多岐にわたっている。特に倒木はずっと上流から流れてきて、最後は一般の人では動かさず得ないような場合がある。かつて、災害があった後、県下の海岸に漂着物が流れてきたと

きに、撤去にも相当費用がかかる、港湾課が担当だと土木建築部に撤去していただいた経緯があります。どこまでこの計画の中でするのかな、どの段階で線引きがされるのかを疑問に思うんですが、そこのところをお聞かせいただけないですか。

**御沓循環社会推進課長** 2点質問いただいたと思います。

まず、パブリックコメントまでしないといけないのかについてです。パブリックコメントをする趣旨として、やはり最近プラスチックごみが大きな問題となっていて、海岸にも漂着することがありますが、このごみは内陸部から来ていて、海岸に生活している人だけの問題ではないです。そういった問題について、より多くの方の御意見を伺いたい。

それから、海岸周辺のNPO団体等は毎年粘り強く清掃活動をしていただいているので、こういったことも多くの県民に知っていただいて、できれば協働、御参加いただきたいという趣旨も含めて意見を伺うようにしています。

それからもう1点、特に災害時の対応について、この計画でどの範囲ができるのかという御指摘ですけれども、海岸は一部国の管理のものがありますが、県で言うと港湾課と河川課、それから漁港漁村整備課、この三つの課でほとんど管理されています。災害が発生した場合には各海岸管理者が回収、撤去事業を行うんですけれども、生活環境部で環境省の国庫補助事業の災害時の回収処理のメニューを所管しているので、その予算を確保し、それぞれ管理者に令達して、事業は管理者が実施しています。

今年の7月豪雨の際にも災害パッケージ等を増額しました。あわせて国の国庫補助も増額要求して、今、県と市町村の管理を全部合わせて39か所で回収作業が終了しています。

**阿部委員** ということは、所管する部局とも十分連携を取ってやっているということですね。漂着物、ごみの全てを100%撤去できるということじゃないわけですね、この計画の今出ている部分については。そういう受け取り方でいいんですか。

**御沓循環社会推進課長** 各海岸の管理者と連携して、必要な予算を確保したので速やかに回収するようという連絡、連携が取れるようにしています。それに加えて、一昨年法律の改正で、漂流ごみについても補助のメニューが追加されたので、県内には別府湾をきれいにする会の清掃船とか国土交通省が持っている「がんりゅう」という、北九州から県北まで来る船がありますけれども、そういったところとも連携を取りながら、漂着ごみだけじゃなくて、漂流ごみも処理できる体制を取れるよう連携しています。（「連携を取っているわけね」と言う者あり）はい。

**井上委員長** ほかにありませんか。（「委員長、よろしいですか」と言う者あり）

**河野生活環境企画課長** さきほど自転車条例の関係で、木田委員からキックボードはどうかということと、小嶋議員から施行期日の関係の御質問について補足します。

キックボードについては、遊具にあたり、今回の自転車条例の対象にはなりません。ただし、遊具を使って道路上で危険な行為をするときには、道交法上の禁止行為があるようです。キックボードは、今回の条例で対象となる自転車には該当しないということで御理解いただきたいと思います。

それからもう1点、施行期日の関係です。他県の状況もお知らせさせていただきます。

本年4月1日現在で26都道府県が自転車条例を制定しており、施行日は、公布の日からおおむね3か月ないし6か月となっています。ただ、自転車利用者の保険加入の義務化をしているのは15都道府県あり、ほとんどのところで保険加入の周知期間は公布から6か月となっています。

さきほど御説明しましたがけれども、本県でも検討会議や法務室との協議の中で、やはり義務化する上で十分な周知期間が必要ではないかという御意見もあり、今回、保険については6か月を施行期日として設けました。

罰則はありませんけれども、義務を課すことになるので、この6か月間に県民の皆さまにし

っかり周知するとともに、我々としては、福祉保健部が所管している健康アプリ「歩得」を活用して、保険の加入率がどの程度までいっているのかを調査することなどもこの期間中に実施して頑張っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。（「ありがとうございました」と言う者あり）

**井上委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑨及び⑩について説明をお願いします。

**芦刈環境保全課長** 大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正について御説明します。

お手元の資料13ページをお開きください。

初めに、1の改正の概要ですが、本年6月に御説明したとおり、現在、太陽光発電所については、敷地面積20ヘクタール以上の事業を条例の対象にしています。

今回の改正は、自然環境保全上、重要な地域を新たに特別地域として設定するとともに、その規模要件を5ヘクタール以上に強化します。特別地域としては、国立・国定公園等の自然公園や、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークなどを指定します。

次に、2の大分県環境審議会についてですが、改正案について、8月に諮問を行いました。審議会における主な意見を記載していますが、特別地域の範囲や対象規模要件の考え方等についての意見がありました。

県の見解ですが、右側のとおり、特別地域は、法や条例、条約等において自然環境の保護・保全、生物多様性の確保が直接的な目的となっており、かつ、その範囲が明確に位置付けられている地域を設定しました。

環境審議会における審議の結果、原案を適当と認める旨の答申をいただいています。

続いて、3のパブリックコメントでの主な意見ですが、特別地域の範囲や対象規模要件の強化による経済活動への影響を懸念する声が寄せられました。

②の経済活動への影響についての県の見解ですが、条例は事業の実施を規制するものではな

いため、特別地域内であっても環境に配慮した事業の実施は可能です。

豊かな自然環境を守り、持続可能な開発を行うためには、より適切な配慮を求めることが必要であると考えています。

次に、4の経過措置ですが、施行日前に電気事業法に規定する工事計画届を行った事業やFIT法の認定を受けた事業など、一定の要件を満たす事業については、従前どおりとします。

最後に、5の今後のスケジュールですが、令和3年1月に改正規則の公布、同年7月から施行を予定しています。

**首藤防災対策企画課長** 大分県災害被災者住宅再建支援制度の改正について御説明します。

資料の14ページをお願いします。

左上の表を御覧ください。先般の臨時国会において、国の被災者生活再建支援法が一部改正され、これまで法が支援対象としてきた全壊及び大規模半壊に加え、今回、損害割合が30%台の中規模半壊についても対象が拡大されることになりました。太枠網かけで囲った新設と表示している部分です。御覧のとおり、基礎支援金はありますが、加算支援金として建設・購入は100万円、補修は50万円、賃借は25万円を支給することとし、令和2年7月豪雨に遡及適用されます。

対象範囲が広げられたことはありがたいことですが、右の現行の県制度を見ると、県制度では損害割合20%から49%までを一括して半壊として支援していることから、国と県の制度で不均衡が生じる場合があります。

具体的には、支援法が適用される市町村では、国の制度が優先されるので、仮に30%台の今回新設された中規模半壊では、これまで県の制度では受けられた50万円の基礎支援金が受給できなくなります。また、損害割合20%台の方については、県の制度が適用されるので基礎支援金が受けられるという逆転現象が生じることもなります。

このため、改正の1点目は左下の表ですが、これまで国の制度が適用される場合は県の制度との併給は認めないこととしていましたが、今

回、支援法が適用された中規模半壊に該当する方については併給を認め、これまでどおり50万円の基礎支援金を支給できるよう改正を行います。あわせて、補修や賃借についても、これまでの県制度と同等の支援となるよう、上乘せ支援を行います。

二つ目は、これにあわせて県制度の半壊の枠組みを国と同様に三つに区分するとともに、国制度との均衡を図るため、建設購入については20万円引き上げ、80万円を100万円とする改正を行います。なお、県制度の改正についても令和2年7月豪雨に遡及適用します。

**井上委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に、御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 執行部の皆さまはお疲れさまでした。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

**井上委員長** 午前中の時間を過ぎましたが、生活環境部の審査の続きは福祉保健部終了後、15時30分より行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** それでは、そのようにしたいと思います。

122号議案、それから123号議案も後ほど採決します。

そして、委員の皆さんにお知らせです。

午後は、県内所管事務調査、福祉保健部及び生活環境部の審査を予定しています。

初めに、大分県防災センター及び災害対策本部会議室の所管事務調査を行いますので、13時にこの第6委員会室にお集まりください。

（「委員長ちょっといいですか」と言う者あり）

**阿部委員** さきほどまた調べるということで、それがために長くなっているんだと思うんですけど、付託案件ですから、もう少し丁寧にやってくれと。数字も何にも分からんで何かここでぼんと言って——付託案件は我々も少し慎重に——諸般の報告とは違うわけですからね。そのところはもう少し慎重にやりなさいよと、委員長から申入れしておいてください。何かおかしいよね。（「選定委員会で決まったからみたいな」と言う者あり）

**御手洗委員** ついでに、以前検討委員会の名簿をもらったんだけど、その名簿も一緒に午後に出して。（「検討委員会の名簿と収支と、そういう少し細かい資料と言うか、判断できるような資料という形で……分かりました」と言う者あり）

**阿部委員** 厳正な審査をしたと言うけど、1者しかないのに、厳正も何もあるわけがない。であるならば、もう少し丁寧にどれぐらいの収支があるのかぐらいは知らせてこんどね。

**井上委員長** それでは、ここで、暫時休憩とします。

午後0時10分休憩

午後1時48分再開

**井上委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより福祉保健部関係の審査に入ります。

なお、本日は藤田委員が欠席です。また、本日は委員外議員として高橋議員に出席いただいています。

それでは初めに、文教警察委員会から合議のあった第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**河野こども・家庭支援課長** 第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正のうち、第2条は大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正、さらに、第3条は大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例の一部改正となりますので御説明します。

議案書では33ページですが、説明は委員会

資料で行います。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも大分市の大字荏隈の区域について、資料の図のとおり、来年1月16日から新たな町の区域として区切られることに伴い、各条例に記載の大分県婦人相談所及び大分県婦人寮の位置の表記を大分市大字荏隈字栗迫498番地から荏隈町2丁目3番1号に変更するものです。

施行日は令和3年1月16日からを予定しています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の皆さん質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第121号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

**幸福社保健企画課長** 第121号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

議案書では21ページから22ページですが、説明は委員会資料で行います。なお、追加資料ということで、別途指定管理施設の収支状況及び指定管理者候補者選定委員会名簿をお配りしています。

それでは、委員会資料の2ページを御覧ください。

さきの第2回定例会の常任委員会において御報告したとおり、福祉保健部が所管する公の施設4施設の指定管理者が、今年度末をもって更新時期を迎えます。

そのため、令和3年度から5年間の新たな指定管理者の選定にあたり、公募方式については、大学教授や税理士等から構成される指定管理候補者選定委員会を設置するとともに、任意指定施設についても、パブリックコメントや外部有識者によるヒアリングを行うなど、慎重かつ厳正に審査を実施しました。

こうした手続を踏まえ、4施設の指定管理候補者を選定しましたので、今回、指定の承認をお願いするものです。

まず、1大分県社会福祉介護研修センターについてです。本施設は公募方式によるものですが、応募団体は社会福祉法人大分県社会福祉協議会の1団体であり、当該団体を指定管理候補者としています。

表の右端の選定委員会における評価欄にあるように、指定管理候補者選定委員会において、当該団体は、これまでの経験や実績を活かして、指定管理業務の安定的な運営が期待できるとともに、DVD等を活用した学校現場等と連携して行う介護・福祉職場の魅力発信事業など、時代のニーズに対応した提案内容が評価され、指定管理候補者に選定されたものです。

なお、表の左から2列目の次期指定期間に係る提案価格については、5年間で総額8億2,241万5千円であり、これは9月議会で御承認いただいた債務負担行為額と同額となっています。

次に、2大分県母子・父子福祉センターについてです。本施設は任意方式であり、一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会を指定管理候補者として引き続き選定したものです。

表の右端の外部有識者からの意見等欄にあるように、当該団体は、施設利用者である母子、父子、寡婦を構成員としており、ひとり親家庭等の状況及び生活実態に精通しています。また、専門知識を有する職員を相談員に配置していることなどから、指定管理候補者とするのが妥

当であるとの御意見をいただいています。

なお、表の左から2列目の次期指定期間の提案価格は、5年間で総額3,046万5千円となっています。

次に、3ページをお開きください。

3大分県聴覚障害者センターについてです。本施設は任意方式であり、社会福祉法人大分県聴覚障害者協会を指定管理候補者として引き続き選定したものです。

表の右端の外部有識者からの意見等欄にあるように、当該団体は、施設利用者である聴覚障がい者やその家族等を会員としていることから、聴覚障がい者の実情に精通しているとともに、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が期待できます。また、手話通訳ボランティア団体等と連携した事業実施により、施設を効果的に管理運営することが可能であることなどから、指定管理候補者とするのが妥当であるとの御意見をいただいています。

なお、表の左から2列目の次期指定期間の提案価格は、5年間で総額1億4,987万5千円となっています。

最後に、4大分県身体障害者福祉センターについてです。本施設は公募方式によるものですが、応募団体は社会福祉法人大分県社会福祉協議会の1団体であり、当該団体を指定管理候補者としています。

表の右端の選定委員会における評価欄にあるように、当該団体は、これまでの経験や実績を活かして、指定管理業務の安定的な運営が期待できるとともに、利用者の増加に向けた新規利用団体の開拓や安全確保の取組などが評価され、指定管理候補者に選定されたものです。

なお、表の左から2列目の次期指定期間の提案価格は、5年間で総額2億7,010万5千円となっています。

なお、今日お配りした資料について若干説明します。

まず、一枚物について、これはさきほど言った指定管理者の選定委員会で公募方式が二つありました。これはそれぞれ社会福祉介護研修センターと身体障害者福祉センターの分で、構成

メンバーは学識経験者3人、内部委員2人の5人となっており、構成としては過半数を外部有識者が占めることから、それぞれ施設業務の専門的知識、業務面、財務面といった方々を選定しています。

もう一つ、収支状況についての資料を追加しました。こちらは1ページ目で当該4施設の収支状況、今回の指定管理期間の4年間分を掲載しており、それぞれの収入と支出を計上していますが、一つ訂正があります。

一番上の社会福祉介護研修センターの令和元年度の数字が1億5,449万7千円となっていますが、これは1億5,736万6千円で収入支出は一致しています。この分は、その裏のページの内訳についても修正があるので、後ほど差し替えたいと思います。

以下、各施設の指定管理期間及び管理施設と収支状況、業務、それと場所等が分かる資料を掲載しています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**阿部委員** さきほど来、生活環境部でそういう話が出たので、収支状況をすぐ用意したとは思いますが。収支状況を見たら、収入支出がプラスマイナスゼロ、どういうことでゼロという数字になるのか。全て4団体ともそうですね。

例えば、支出で残った項目で数字合わせしてゼロになっているのか、そこを教えてください。

**幸福社保健企画課長** 収支状況について、まず資料の2ページを御覧ください。

社会福祉介護研修センターについて、収支状況の詳細は、平成31年から令和元年度にかけての部分について内訳を記載しています。さきほど御説明したように、収入は1億5,736万6千円ですが、このうちの県の委託料と自主財源、この施設については自主財源等の研修等を行っていることもあるので、そういった収入を合わせて合計となっています。

他方、人件費の内訳が9,011万1千円になりますが、人件費や施設管理費、それと当該

施設における研修等の事業費、こういったものを合わせ、最終的には収入支出との均衡を取っている状況になっています。

**阿部委員** 平成29年と平成30年を見ても年度で金額が違いますが、人件費、管理費、事業費は、その年度の収入に合わせて——はっきり言えば帳尻合わせしているようにしか見えませんが。

**幸福社保健企画課長** 詳細は、また担当課長から説明させたいと思いますが、当該研修センターは、さきほど御説明したように社会福祉協議会という形でかなり他事業等もやっていると考えています。

そういった中で、こういった形で人件費なりを計算するかということになるので、全体としては指定管理者という中で委託管理料以外のところで自主財源の確保にも努めていただいていると考えています。

**阿部委員** これは付託案件だから、全体の案件に対して反対する理由はないけど、どうもその数——収支を何でこんなに合わせていくのかな。社会福祉関係の施設だからこのように合わせていいのかな。いろんな事業をやれば、事業に対しての収入と、いろんな人件費などかかる費用が——当然かかる費用はかかる費用として計上される。最後に合わせていっていることがよく理解できないので、案件としては私は賛成しますが、その理解できない部分は後で説明してください。

**井上委員長** 特にどこかの項目で合わせているからゼロになると思いますけど、それが分からない。どこで合わせているんですかということ。（「そうではない」「そうじゃないとゼロになるわけがない」と言う者あり）

**廣瀬福祉保健部長** 県の委託料はもともと決まっていて、例えば、さきほど幸福社保健企画課長が説明しかけましたが、介護研修センターの収入が1億5,100万円程度あります。人件費とか管理費とか、実際支出する分があります。自主財源は300万円余りあり、これが介護研修センターを運営するにあたり、社会福祉法人の持ち出し分で、それで補填して収支が合っ

いる形になります。（「ほかのところから自主財源をある程度入れるからプラスマイナスゼロ」と言う者あり）はい、それがプラスマイナスゼロです。そういう収支の仕方です。（「ほかのところは」と言う者あり）

内訳を書いていないですが、例えば、聴覚障害者センターも同じような作りになります。県の委託料2,765万1千円とあります。それがまず固定で入る。それを基に運営するその他の収入が若干あり、全体的に運営をしているような作りになっていると御理解いただければと思います。（「その他の収入で……」と言う者あり）

本当は2,765万1千円にプラス13万1千円を足してあげればいいですが、そこは個々の団体が頑張っ自分たちの収入を少しずつ充てて運営しているといったイメージになっています。（「もういいわ、後でもう少し教えて」と言う者あり）

申し訳ありません。それでは、また後ほど。（「どうせ合わせていっているんでしょからね」と言う者あり）収支等細かいものが多分あると思うので、その辺の損益部分のところでは

**木田委員** この資料を付けていただいて、指定管理運営がどう行われているかが非常によく分かるようになりました。

身体障害者福祉センターですが、以前どこかで話したことがあります、業務を見ると、自主事業で温水プールの夏季開放時間が延長とあります。社協の自主財源でニーズを捉え、確か隔週で第2、第4金曜日か何かを延長してやっている。そのことかはちょっと分かりませんが、私もある利用者から、この設備は非常に利用しやすいと、障がいがある身にとって一般のプールはなかなか行きづらく、唯一運動できるのがこの温水プールである。もう少し開放時間や日数とか増やしてほしいと要望を受けました。これを見ると、社協がプラスアルファで自分のところの持ち出しで延長していて、県は例えば土日の分とか、年間この日数だけしか指定管理料としては見ませんよという構成になっているのかどうか、教えてください。

**比護障害者社会参加推進室長** この温水プールについては委員の御指摘のとおり、利用者からの要望等が毎回来る中で、それに応えられるところはないかと延長しています。

その上で指定管理自体は、今般説明のあったとおり、5か年で改めて県と先方との間での契約としています。その中で利用者はコロナの中で一時的に落ちている部分はありますが、多くの方に利用いただけるよう、自主的に団体は取り組むということで改めて掲げています。温水プールについても、要望があることを改めてしっかりと先方にも伝えていきます。

**木田委員** そういう要望が本当に多ければ、指定管理事業の中でももう少し提供できる期間をぜひ見ていただき、社協の持ち出しが少しでも軽減でき、また利用者のニーズに応えやすいような運営になるよう配慮いただきたいと思います。

**御手洗委員** この収支は、今回4年間出ていますが、平成28年から予算的にほぼ同じということですが、事業を展開する中で、新たな事業とか、もう終わった事業とかあるでしょうか。一番大事なところの取組をされていますが、予算的なところは現場から上がってくることはないでしょうか。それとも、決められた金額の中でやとなっているのでしょうか。

それともう1点、選考委員を見ました。この中で外部が3人、内部が2人の中で、どうこう言うわけではないですが、選考委員になっている課長が説明するのはいかがなものかと私は思うのですが、どうでしょうか。

**廣瀬福祉保健部長** 部全体の所管課長として全体を説明する立場で説明しました。確かに言われるとおり、内部委員の代表の一人ということなので、次回からしっかりとその辺を考えていけたらと思います。

あと、決まった中でやろうとしているのかという話ですが、それは個別の話があり、提案型になるので、結構こんなことをやりたいといういろんな事業の話の中で選考していく立場でやっています。

**比護障害者社会参加推進室長** 個別の事業のところに関し、身体障害者福祉センターを例に説

明します。

指定管理を行う中で、サービス改善提案事業ということで、この施設をより多くの方が利用できるようにどういったことが提案できるかを指定管理の選定の際に聞いています。

その中で、今年までの管理者は利用者の意見をもっと吸い上げた上で、利用者のニーズに合ったことをやっていくと。例えば、料理教室とか研修会といったものに取り組んでいくという提案がありました。

このコロナ禍の中で一時的に停止している部分はかなり多いですが、それまではリピーターと言うか、定期的にこの施設に来て活動するような方々に向けた取組を図っていました。来年度についても、先方から改めて、例えば、eスポーツに関して取り組めることがないかといった形で提案がありました。さらに煮詰めていただき、来年からの5か年の中で取り組んでいただく形でやっています。

**御手洗委員** ということは、県の担当が指定管理者から要望を受けて、それに応じて対策を講じるということでしょうか。

**比護障害者社会参加推進室長** このサービス改善事業は、実は額自体は大きな額ではないですが、具体的には500万円の中でやっていただいています。

その上で、さきほど部長等から説明がありましたが、自主事業ということで利用者の取り組み等を図ることで指定管理者自体にも取り組んでいただき、我々も状況等をチェックしています。

**御手洗委員** 最後に、5年間の予算を決めるわけですから、柔軟な対応をしておかないと、事業そのものが時代にそぐわないようになるのではないかとおられるので今聞いています。柔軟に対応していただくようになりませんか。

**幸福祉保健企画課長** 基本的には施設管理部分と事業部分があるので、施設管理部分は当然適切な管理。事業部分は、さきほどの身体障害者福祉センターについても、事業部分で要望があればその辺を変えていくことはあるかと思います。研修事業については、当然、年間を通した

アンケートとか、そういった要望があるので、その中身に応じて内容を見直していくことはあるかと思います。

**阿部委員** 関連しますが、理解できるよう説明してほしいです。私どもがなぜ選定委員とかこういうのを要求したかと言うと、指定管理を決めるとき、例えば、さきほど生活環境部でも1者しか入っていないのに厳正に選びましたとか言っているんですよね。2者、3者あれば厳正に選ぶでしょうけど、1者しかないのに、それもその前からずっと継続で来ていますよね。だから、そここのところの言葉がどうも私ども、ああ、そうですかで見過ごすことはできないということで、こういう要求をしたわけです。

例えば、社会福祉協議会だとか聴覚障害者協会だとかいろいろ受けていますが、応募したのはここしかないでしょう。これも初めてではないでしょう。その前から何回か応募してやっている。それなのにまた選定委員も組んで厳正にやる。こここのところは果たして必要なのかという感じがします。選定委員にしてもただではないですからね、それだけの手当がいりますから。

そこはどうですか。部長、私の質問が的外れか分かりませんが、私はふに落ちないけどどうですか。こういうことは無駄な部分があるのではないかとおっしゃっていますが、それでも、なおかつ県の行政として、無駄であってもやらなきゃいけないとお思いかどうか、聞かせてください。

**廣瀬福祉保健部長** 事務的に無駄なこととか、時間をかけて意味があるのかということもあるかもしれません。

指定管理制度は公募方式と任意方式という形になっており、例えば1番目の介護研修センターの運営はどうするのかということで公募方式にしています。過去——前はほかの者も応募がありました。その中でいろんな提案をしていただく中で、今回、委員が言われるように1者だけの応募でした。その中でもやはりある程度取組を、プラスアルファでどんなことが今からできるかを含めて議論しました。野放図にやるつもりはないということを含めた上で、1者でも、やはりそこは本当に適切かどうか、もっ

とこういうことをした方がいいのではないかと  
いう提案も含め、専門家から意見をいただきな  
がら決めていったという経緯があると聞いてい  
ます。

**阿部委員** この選定をするとき、選定委員に前  
回と同様のこういう協会しかありませんでした  
と説明した際に、どういことをもう少し付け  
加えた方がいいとか議論したのであれば、それ  
が分かるものをいただければ、ああ、そうなん  
だと我々も納得できます。前回なかったこうい  
う部分を新たに議論しましたと、また、提案を  
した協会に対して、前回と違ったこういう部分  
を付加してやってもらうようにしたとか、私ど  
もには、もう少し丁寧に説明していただきたい。  
そこは今後よろしく願います。

**廣瀬福祉保健部長** なかなかそこまで気が回ら  
ず申し訳ありません。当然の手續と思いつなが  
らやっていることが、私ども足りなかったところ  
だと思えます。

**阿部委員** 福祉保健部だけではない、ほかの部  
局も同じことをやっていますから。

**廣瀬福祉保健部長** 次回からしっかりとやって  
いきたいと思えます。

**阿部委員** 生活環境部をこの後また審査するの  
はそこなんです。簡単にぼんと出してきて説明  
して、はい、認めてくださいと。それでは認め  
られんよというところから再度審査するという  
ことに今している。今後はそういうところに注  
意して、ぜひ我々に分かるように説明して。お  
願います。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員は御質疑はありません  
か。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これ  
より採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す  
ることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は、原案  
のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願10新型コロナウイルス感染症に  
伴う鍼灸マッサージ施術所への支援を求めるこ  
とについて、執行部の説明を求めます。

**一丸医療政策課長** お手元の緑色の請願文書表  
1ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に伴う鍼灸マッサ  
ージ施術所への支援を求めることについての請  
願について御説明します。

現在、医療機関や介護・障がい者施設につい  
ては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括  
支援交付金等により、患者の診療に係る経費や、  
感染防止対策に係る経費等に対する助成などの  
支援がなされています。

しかしながら、より感染リスクが高い医療機  
関や、クラスターの発生が特に懸念される介護  
・障がい者施設等が対象になっており、現在、  
鍼灸マッサージ施術所は制度の対象になってい  
ません。

県では、あん摩・マッサージ、鍼灸等の事業  
所に対する支援について、全国知事会を通じて  
国に要望を行っています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ  
れば願います。

**河野委員** 6月の一般質問でも視覚障がい者の  
生業という形の支援について質問しました。内  
容は、仙台地裁の判決で、障がい者の鍼灸マッ  
サージ師の養成学校があり、健常者を対象とし  
た養成学校の設置許可が拒否された、いわゆる  
却下された事案です。憲法上の争いで障がい者  
の生活をどう認定するか、鍼灸マッサージ師の  
皆さんが非常に厳しい収入状況の中にあつて、  
健常者がそこに入ってくることにより、さらに  
収入低下が予想されることから憲法違反ではな  
い、職業選択の自由を侵害していないといった  
ことがあるという話をしました。

こういった方々の支援策、今回、特にコロナ  
で身体接触を非常に危ぶむ声がある中で、収入  
減が特に激しいこともあります。さきほど言い  
ましたが、もともと大変少ない収入だと裁判所  
も認めたわけですね。視覚障がい者の皆さんの  
生業としてのマッサージ業について収入が非常

に低いと。

そういった現状の中でこの要望をいただきました。さきほどの国に要望していることはよく分かっているので、他の都道府県においては、単発、いわゆる単費の形の支援策も実施されているところもあることも含め、もう少しそのところの見解を伺いたい。

それから、衛生資材の供給について、本来鍼灸師会は、共通した資材の共同購入とかをやりたいということです。ただ、なかなかそういったものが手に入りにくい状態にあることについて支援の要望もあがったということで、さきほど国に対しての要望は経済的な部分だけだったかと思いますが、県としての支援策の検討状況を聞かせてください。

**一丸医療政策課長** 県としての検討状況ですが、経済的な支援は、さきほど委員がおっしゃったように、他県の例は承知していますが、そういった例も見ながら、これからというところです。実施している自治体——都道府県もありますが、実施しているところがかなり少ない状況です。そういう状況も見たいと思います。

また、資材については個別の話になりますが、この団体から事前に御要望もあったので、資材についてはマスクとか消毒液とかをよく使うと言われていたので、そういったところの支援を実際検討していました。

**河野委員** 県単の検討——経済的な支援は、国が実際に要望に応じていただけるまでの間がなかなか厳しくなって、なおかつコロナ禍の影響が長期化するという現実もあり、こういった医療、介護の周辺部にある業種に関して言うと、同じように非常に経済苦に陥っていることも勘案いただきたい。

それから、資材の中で、マスク、消毒液について検討していたと言われましたが、これは具体的に始められますか。

**一丸医療政策課長** そういう検討を実際したので始めたいと思っておりますが、こちらの請願の状況等もあるので、その辺も含めて考えていければと思っております。

**猿渡委員** 今、全国的に実施しているところが

少ないということでしたが、大分県は障がいがある人もない人も心豊かに暮らせる条例を持っていますし、障がい者雇用率日本一を目指すという点でも率先して行うべき、支援すべきだと思います。

ある方が、私たちにとっての目は手ですとおっしゃっていました。視覚障がいをお持ちの方は、今、コロナ禍で、触ることで確認していくという点でもリスクが高く、手袋等の資材の必要性が高いと思います。手袋を必ずして、鍼灸マッサージをしているところもあると聞くので、やはり必要性が高いと思います。衛生資材を優先的に入手できるようにと二つ目にありますが、この点でも必要だと私は考えます。意見です。**木田委員** 私も請願者から直接話を伺い、大変だなと感じました。奨学金も借りてやって、なかなかそれも返せないような状況もあるとか、いろいろ伺いました。

請願の1にある医療機関や介護施設と同様ということで、当初の慰労金でしたか、直接携わった方が10万円、それ以外は5万円というのがありましたが、それが6月一杯か何かで線引きされ、そこまで切ったと思います。実際何人に10万円、5万円が今回給付されたか、県の見込みより多かったのか少なかったのか、その辺を分かれば教えていただきたい。

後でコロナの報告がありますが、今の第3波がよほどひどいわけですよ。あのとき以上に、それぞれの機関の従事者は苦勞されていると思います。知事会からもお願いしているということですから、その中でぜひ鍼灸マッサージ師のことも加えていただき、あのときは5万円いただいた方も中に入るかもしれません。今、第3波で、ひょっとしたらその人は本当は10万円で良かったかもしれません。そういうことも考えながら、新しい枠組みで鍼灸マッサージ師も検討材料に入れていただくよう要望をお願いしたいと思います。

**二日市審議監兼健康づくり支援課長** 慰労金についての御質問にお答えします。

医療従事者、介護、そして障がい福祉に携わる方々を対象に、7月末に全国で一番早く支給

を始め、今のところ8万9,400人ほどに支払が済んで、額にして約70億円です。

申請があった方には全てお支払い、ほとんどの方に慰労金の支払は終わっています。

**木田委員** 見込みより多かったか少なかったか。

**二日市審議監兼健康づくり支援課長** 当初70億円程度と見込んでいましたが、大体見込みに近いところです。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員は御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

〔「採択」と言う者あり〕

**井上委員長** 継続審査という御発言はありませんでしたので、採決についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本請願は、採択すべきものと決定しました。

次に、請願11 コロナ禍からのちと暮らしを守る年金支給を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**今仁保護・監査指導室長** 請願文書表の2ページをお開きください。

コロナ禍からのちと暮らしを守る年金支給を求める意見書の提出について御説明します。

公的年金制度については、国において、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図り、将来的に安心な年金制度を構築するため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等所要の措置が講じられています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**猿渡委員** 年金はどんどん引き下げられ、物価と賃金との低い方に合わせるとなっていて、物価が上がっていても賃金が下がっていれば、そ

の下がった賃金に合わせて年金を下げる仕組みになっています。

年金生活者の暮らしは厳しく、高齢の方々道路工事だとかいろいろな場面で暑い中、寒い中、働かれ、非常に大変だなという状況を見るので、ぜひこれは必要なものだとは思っています。意見です。

**木田委員** この請願の気持ちはよく分かりますが、以前、物価水準が下がっているとき、年金の支給水準を下げなかった時期がかなりの期間あったかと思えます。最終的には合わせますけれども、その間、給付されてきた年金額は、年金制度自体、全体に影響があったのではないかと思うんですね。今回ひょっとしたらコロナの関係で賃金水準はがた落ちして、それで初めて賃金水準の低落に合わせる年金水準になるのではないかという心配があるということですが、それをまた年金制度で据え置くことにすると、また前回のような形になってしまうのではないかという心配があります。気持ちは分かりますが、年金制度の中でというのは厳しいかなと思います。

それ以外の方法としては、消費税が上がった分についても、年金制度と違う枠で給付という形を取ることもあったと思うし、福祉給付金—臨時福祉給付金だったですか、そういったこともありました。もし賃金下落に合わせるような年金決定がされるような状態が懸念されれば、年金制度自体とは違う枠組みで別の方法を考えるのも一手ではないかなと思います。そういうことも含めて国に要望するというのであればいいですが、年金制度自体をとというのは少し難しいかなという気がしました。

**大友副委員長** 参考までですが、この請願内容は2021年度年金改定は減額しないことということですが、11月21日付けの大分合同新聞で公的年金据置きへということで、もう記事になっています。内容は、20年の物価は小幅に上昇する見通しだが、賃金の指標は横ばいの見込み。この場合、改定ルールに基づき据置きとなるということで、こういう記事も出ているので、参考にしていただけたらと思います。

**猿渡委員** さきほど年金制度の中では難しいという御意見がありました。ここの中にも書いてあるように、年金積立金は120兆5千億円の基金があると。これは去年の夏は200兆円あったということですが、株に投資して減ったということです。それだけ基金があるので、その基金を計画的に取り崩すことも含め、年金制度の中で可能だと私は考えています。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員は御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

〔「採択」と言う者あり〕

**井上委員長** それでは、採決についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**井上委員長** 賛成少数であります。

よって、本請願は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情が1件です。

それでは、執行部から説明をお願いします。

**藤内感染症対策課長** お手元の桃色の陳情文書表1ページをお開きください。

国内に医療用品を生産する国策会社を設立すべきとの意見書の提出について御説明します。

国内においては、中国等の海外に依存する医療用品の製造・輸入が、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞した事案が報告されています。

その一方で、あらゆる緊急物資の需要爆発に対応するための供給キャパシティを平時より備えることも非現実的であり、平時と危機においてそれぞれに適した対応を行うことが重要となります。

このような観点を踏まえ、現在、国において、個別の医薬品の製造工程の把握や製造の複数ソース化、サプライチェーンの国際展開等を各社に要請するとともに、支援を検討しています。県としては、その動向を注視していきたいと考えています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員は御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①について説明をお願いします。

**藤内感染症対策課長** 委員会資料4ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の現状について報告します。

まず、世界の状況ですが、6,637万人以上の感染、1日に70万人で、まだ感染の勢いが止まらない状況となっています。国内の状況も心配のとおり第3波がまだピークをなかなか迎えない状況で、各地域で感染拡大し、全国で16万人を超える感染者と2,359人の死亡者を確認しています。

お手元の資料には上位7都道府県の数値を示しており、大分県はその下に県内の発生状況として示し、昨日時点で397人の感染者を確認しています。

人口規模が違うので、順位はあくまで参考ですが、現在、全国で33番目で、第1波、第2波と比較的県内では感染をうまく抑えられたことから、大体39番目、本当にずっと下位にあって非常に落ち着いていましたが、第3波、特に11月終わりから12月にかけて、新規感染者

数が増え、残念ながら順位を上げています。

その下の県内の発生状況を御覧ください。

入院が94人、これは昨日は新規感染者が19人でしたが、その方々が全員入院した場合の数字です。12月に入ってから感染が確認された方の中で無症状の方とか軽症の方、そして、65歳未満の基礎疾患のない方は宿泊療養も完備しているので、実際はこの94人ではなく、それより少ない方が現在入院しています。

また、この宿泊療養も非常にうまく運用されており、現在57人の方に宿泊療養を利用いただいています。

これまでに243人が退院し、残念ながら3人の方が亡くなられています。

第3波は、お手元のこの下の表では11月6日頃から県内において始まったと見ていますが、11月、1か月で136人の感染を確認し、大分市、別府市をはじめ県内各地域で感染者が確認されています。

右側に会食関連、高校生、職場、いろいろ書いていますが、これまで第3波においては六つのクラスター事案の感染を確認しています。会食、高校、製造業の職場、飲食店など、あるいは接待を伴う飲食店でのクラスターといったことが確認されています。

12月に入ってから連日2桁の感染者を確認しています。特に12月2日あたりから見ていただくと、別府市が6人、12月3日も6人、4日が9人、5日が12人、昨日が6人と別府市内での——これまでは大分市が最も感染者が多かったですが、別府市内での感染者が増えてきているところが大変気になる状況です。

次のページを御覧ください。

まず、上の少し複雑なグラフですが、棒グラフは1日当たりの全国の新規感染者数、それから、太い折れ線グラフは1週間の平均です。曜日によって検査件数や報告される患者数が大きく動くことから、1週間分を平均して出したのがこの折れ線グラフです。まだ第3波がピークを迎えたとは言えない、まだまだこの先増えるのかという状況です。

点線で示したものは退院した患者と言うか、

療養が終了した患者です。

その下のグラフは県内の状況で、第1波と第2波、第3波の規模の大きさがこれで見て取れます。

一番下は現在の療養者数で、昨日現在132人が療養中で、これは第1波、第2波と比べれば3倍近い療養者の数となります。

次の6ページを御覧ください。

今、感染者数が増えていることに加え、もう一つ我々が大変懸念しているのは、感染経路不明者の割合が徐々に増えてきていることです。一日一日の数字を示していますが、11月28日、これは県内で最も多い、当時18人の感染者を確認した例ですが、このときに感染経路不明者7人、その後、2、3、4と来て、7、7、9、8、9という状況で、ここ1週間、感染経路不明者の割合が増え、現在高止まり状態にあります。

感染経路不明者が増えているということは、実際に我々の周りでもあなたが感染していてもおかしくない状況と言えると思います。

特に会食を通じての感染例が最近増えていることから、ずっとこれまで県民の皆さまにも会食における感染リスクを避けるお願いをしていますが、なかなかその効果が見えてこず、こうした県内における感染が高止まりしている状況です。

以上、簡単ですが、現在の感染状況について御説明しました。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**猿渡委員** 感染経路不明者が増えているということで本当にそこは心配ですが、感染経路を追う、接触追跡調査を専門に行うトレーサーが必要ではないかという意見があり、日本共産党はそこを要求しています。大分県にはそういう専門のトレーサーがいますか。

**藤内感染症対策課長** 実際に専門のトレーサーがいるわけではないですが、各保健所の保健師が第1波、第2波と経験を積み、効率よく過去2週間遡って行動歴を尋ねる中で感染のリスク

はなかったか、あるいはその方が接触した人がどのような接触で濃厚接触なのか、そうでないかをきっちり調査しています。

そうした中で、感染経路不明者が増えてくる要因としては、新型コロナウイルスは感染しても、大体40から45%の人は症状が出ません。例えば、流行地域に行って感染した方、クラスターが発生した接待を伴う飲食店に行って感染した方が、実際に感染していても症状が出ない中で、その人がさらに会食した友達とかに感染を広げた場合、その症状が出た感染者をいくら尋ねても、実はそういう感染のリスクのある行動には行き着かないんです。

こんな形で専門のトレーサーを確保しても、多分この感染経路不明者の割合はどうしても一定程度出てくる。逆に言えば、早め早めにクラスターを潰していくことで感染経路不明者を減らすことはできますが、今の時点では、途中で症状がない人が少し出ているというところから、感染経路の探求はある程度限界があると見ています。

**猿渡委員** 本当に毎日お疲れさまです。そういう大変な中で336床と700室を確保しています。また、PCR検査917件を含めて、抗原検査とか合わせて4千件と聞いていますが、今、4千件いつているのか。可能な検査数は増えているので、この4千件近くまでいつている検査数をもっといやすことはできないのか。今、受けているのは470件ぐらいだと思いますが、できるだけ幅広く検査する、定期的な検査ができれば一番いいが、そういう面で可能な検査数を大いに、もっといやすことができないのかが1点。

それと、336床と700室、ホテル等を含め、その対応できるスタッフは大丈夫なのか。防護具等の状況はホテル等含めて大丈夫なのか、その辺、御心配の声をいただくので教えてください。

**藤内感染症対策課長** まず、検査状況は、直近1週間ではPCR検査に加え、それぞれの医療機関で迅速診断キット、それも合わせて2,882件。1週間単位で見ると、414件ぐらい

の数字になり、1日あたり400件を超える方が新型コロナウイルスの検査を受けています。これは行政の検査能力は917件と御説明しているのですが、それに比べてもまだ少ないじゃないかと思われるかもしれませんが、実際にはこの行政のPCR検査以上に、今、県下で436の医療機関でこの迅速診断キットを使って検査できる態勢にあります。

幸い、迅速診断キットは続々製造メーカーが承認され、供給は十分と聞いており、医療機関が注文すれば、すぐ納品される状況にあります。436の医療機関が、今こういう状況であり、可能な検査数は増えているので、発熱がある場合、躊躇なく迅速診断キットを使っていただけます。最近報告される方の中にはそういう迅速診断キットで陽性になって、PCRでも陽性という方が増えてきており、さすがにインフルエンザと同時流行した場合、1日最大4千件を目標にしていたのですが、今年は全国的にインフルエンザが全くと言っていい状況で流行していないので、そういう意味で、今1日に400件を超える方が検査している状況は、今回インフルエンザとの同時流行に備え、診療検査体制を準備し、それがある程度機能していると評価しています。

それから、宿泊療養や医療機関のスタッフについて大丈夫かという御心配ですが、ステージ2になり、医療機関には少しずつ負荷が蓄積しつつあることはそれぞれの医療機関の医師や看護師からも伺っています。

病床としては20%余りの利用率ですが、もともと循環器だったり外科だったり、ほかの診療をする、その医療機関に新型コロナの病床を確保していただくので、これだけコロナの感染者を診療する方が増えてくると、他の診療機能への負荷が出てきます。そうした部分で全体の負荷、医療負荷は少しずつ出てきている、スタッフにとっても少し疲労が蓄積しつつある話は耳にしています。

それから、宿泊療養については、今、多いときは1日に10人近い方が退所し、また新たに10人近い方が療養施設に入っており、非常に

効率よく回転しています。そこで働く看護職、事務職等も確保していますが、その方々も、これ以上増えると少しずつ負担が増えてくるので、今、その強化に向けて手当をしています。

それから、御心配いただいた防護服等については十分確保されているので、その点については心配ないと考えています。

**猿渡委員** さっき言われた1日414件は、4千分の414という理解でいいですか。

**藤内感染症対策課長** あくまで4千件というのはインフルエンザが流行し、そのピーク時に瞬間的に県内で4千人の発熱患者が出るのを見込み4千件と考えています。ただ、4千分の400いくつという割り算そのものは余り意味がないと思います。少なくとも、仮にそれだけ発熱患者が増えた場合、436ある医療機関で迅速診断キットができるので、もちろん増えないことにはなりますが。（「でもマイナスの人は出てこないから」と言う者あり）400いくつというのは検査をして、当然それで陽性の人が1日に十何人という状況なので、あと残りの皆さん陰性ということです。

**廣瀬福祉保健部長** 誤解のないように、迅速診断キットを診療所等いろんなところにお願ひし、500近くの診療所で迅速診断キットでの検査ができます。

既にそのスクリーニング場面で陰性と確認された方はかなりいます。だから、さきほど言われたように、もっと増やしたらいいのではないかということでしたが、実質は増えている状況で、ちょっと怪しいなというケースも、今、確認検査をやっています。

検査体制をかなり広げているので、実際は現場、いろんな診療所とか病院とかでマイナスとなっている方はかなりいます。それを、どの方はどれと押さえる時間はさすがにないので、そういった状況で県全体はそんな動きになっていると御理解いただければと思います。

**阿部委員** 今、我々がずっと教えていただいている内容は、いつ何度の熱が出たとか、咳が続いているとか、いろんな症状が何種類かに分かれて知らされるんですよね、人それぞれに違っ

た流れで。我々のところに報告がきたものを見たとき、例えば、37度何分だとかで咳が出ている、そういう人は従来の状況からすると、風邪を引いたなど、何か薬を飲んで安静にしておけばいいかなと、次の日もまたそういう状況が続いてきたとかいう報告もある。例えば、特効薬を打つということもないでしょうから、治療方法もそんなにないと思います。

そういう状況の中で、何日か我慢して、自宅でじっと安静にしていたら熱が引いて、咳も若干薬で治ったという方々、陽性から陰性、陽性になったかどうかとも分からない、検査を受けているわけではないからですね。そういう方々がおられるのかな。そういう人はほとんどいないだろうと想定できるのかどうか。

**藤内感染症対策課長** なかなか難しい質問だと思います。今回インフルエンザとの同時流行に備え、今、これだけたくさんの医療機関を確保し、専用の受診相談センターも設けています。そういう熱がそれこそ8度、9度ではないが、7度ちょっと、いわゆる微熱で喉がちょっと変だとか咳が出るなど、そういう状況でも遠慮なく御相談くださいと呼びかけています。

中には、大したことないから2、3日様子を見ようかなと、そして、いつの間にか治ってしまったと、医療機関にもかからず職場に復帰している方も確かにいるやもしれません。ただ、これまで県内で397例、特に第2波になって238人の感染が確認されていますが、一旦良くなって、しばらく放っていて、やはり悪くなって調べたら新型コロナだったという方は少ないようです。最近やっぱり短くなりました。中には4、5日症状があったのに、もっと早く受診してほしかったなという方がいますが、1日、2日ですぐ医療機関を受診して検査し、こんなに早く分かったんだなという方が増えてきています。

今、委員が言われたように、ずっと家で療養し、医療機関にもかからず、検査もせず、かかったのか治ったのかはつきりしない方もいるとは思いますが、それがどれくらいいるか、なかなか分からないのが正直なところではあります。

**阿部委員** ちなみに私の思いだけ少し言わせていただくと、我々議員が感染して陽性になったら、どこで何をして、どうしてなったのかとか、逐一報告してくれと。そして、何らかの方法を通じて皆さん方に伝えろという状況にあります。私はなりたくないですよ。でも、どこでなるか分からないですよ。だから我慢すると。

さきほど言った、そういう部分を言われたくないですよ、それは。行くな行くなという会合に若干行きましたと。密を避け、少人数だからといって行ったら、その中で陽性者がいたということば一んと市中報告されたら相当な痛手なんですよ。だけどどこでかかるか分からない。

だから、我慢している人は多分いるのじゃないかな。そこをどう我慢しないで早くかかりなさいよ、それはあなただけの問題じゃなくて、周りにも感染させないことにつながるんですよとしっかり植え付けていかないと。やはりそういうことは出てくると思います。どうするかは難しいことだと思うが、これからまたどんどん感染者が増えていくのであれば、私は考えていく必要があると思うので、よろしく。どうですか、そのところ。

**藤内感染症対策課長** 今、御指摘のあった早めの受診を心がける、あるいはそういうときには会社や学校も休むということを、これからまた折あるごとにしっかり県民に訴えていきたいと思えます。

**御手洗委員** 県庁内はこの12月議会が始まって、我々のいる2階では検温が始まった。県庁内には出入口が一杯ありますが、検温はやっていないようですが、どうやって県の職員の皆さんの感染症への対策を講じているのでしょうか。

**藤内感染症対策課長** 県職員に向けては人事課と協力しながら、出勤前の体温測定をお願いしています。そういう意味で我々が出勤する際、入口で体温測定は今やってはいませんが、まずは体温チェックをすること。もちろん7度5分とか発熱があれば、出勤は止める、あるいは早めに医療機関を受診となっています。

**御手洗委員** 県庁だから、不特定多数の方が多

数おいでになりますよね。入口でそういう方々の対策を取っているという感じには見えないです。

例えば、私の施設では1日に10回ぐらい検温します。出入口に全部測定器を設置して対策を講じています。あらゆる業種の方が感染症になっていますよね。県としてこういうところもしっかりやっていくことが、コロナ対策になるのではないかと思います。ただ、それには多額の予算がいりますよね。検温する、あるいは自動で測るとかもやはり考えていくべき時期に来ているかと思いますが、いかがでしょうか。

**藤内感染症対策課長** 医療機関だったり、高齢者施設で入口で検温している施設が本当に増えてきました。そういった施設においては、やはり高齢者だったり、それこそ本当に抵抗力が落ちている方がたくさん入所しています。そこに感染者を入れた場合のリスクは非常に大きくなるので、いろいろな施設の中で、いち早くそういう取組をするのは必要なことだと思います。

県庁の場合、基本的に働いている人は高齢者はいないと言いますか、65歳未満の方々が大部分なので、そういった意味では他の施設に比べると、感染した場合の重症化率が低いことにはなります。ただ、御心配のように、今これだけ県内感染者が増えてきているので、そうしたことも今後検討すべき内容になってくるかと思えます。

**河野委員** 他の自治体等において、PCR検査の拒否とか、行動履歴の調査に対する拒否などに対応するため、場合によっては罰則付きの条例等で、そういった拒否について規制をかける動きもあるようですが、具体的に執行部としてその辺を検討したことはありますか。

**藤内感染症対策課長** 確かに虚偽の報告をした場合、調査に協力しない場合の罰則を設ける条例を検討しているところがあります。感染症法には調査に協力しなければならない、協力に努めることという努力義務が国民には課せられています。ただ、それに対し、県独自で条例を作って罰則規定を加えることで実効性が高まるかということ、なかなかそこは難しいと思えます。

例えがいいか分かりませんが、実際の犯罪捜査でも黙秘権が認められているように、感染症にかかった人に取調べみたいにならざるを得ないということにはならない、仮に罰則を設けてもそこは難しいのではないかなと思います。

そうした法的制約もあり、そのあたりは法務室とも少し相談して、今のところ、県としてはそういう条例を作る動きはありません。

**河野委員** 反面、要はそういう規制が強まれば強まるほど陰に隠れてしまう部分も心配されます。さきほどから言われているように、どのように自主的にそういった感染のおそれがあると自覚した人が、きちんとした体制の中に入れていけるかという部分、間口をいかに広げていくかという知恵を皆さんと一緒にまた絞っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

**木田委員** 最近の事例から、会食時にマスク会食を徹底したけど、その場でうつってしまったという事例が全国のどこかであるのかどうか教えてください。

そして、感染経路不明が非常に増えていると思いますが、最近陽性となった人で、自分はG o T oにも行っていないし、身に覚えもないということで、唯一あるとすれば、その方はJ R通勤で別府から大分まで――あの間の通勤は東京の電車と同じくらいすごく、押して入るぐらいのラッシュになるそうですが、どうもそのことぐらいしか覚えがないということでした。今回経路不明が多いですが、公共交通機関での通勤者がひょっとしたらあるのではないかと考えられるか教えてください。

以前、スクールシャトルバスを中判田駅とかで走らせたと思いますが、もうセンター試験間近で、今こそそういう対応をすべきではないかと文教警察委員にも伝えました。かなり密な状況になっているようなので、その可能性は高いのではないかと伝えたいと思います。

あと感染予防機器の購入助成があると思いますが、全国一斉で加湿器とか清浄機とか発注が集中しています。大分県の場合、多分1月末が期限になっていると思いますが、他県も同じよ

うな状況で3月まで期限を延ばしているというところもあるようです。大分県の対応状況はどうなっていますか。

**藤内感染症対策課長** 最初の二つは私がお答えして、最後は医療政策課からお答えします。

まず、マスク会食で感染した事案はまだ我々も明確に把握はしていません。少なくともマスク会食と、それからみんなが共用で触るしょうゆ差しとか、お皿を手渡ししたり、そういう部分もきっちりやれば感染を防げると考えています。

それから、J R通勤の感染リスクですが、確かに東京とか、満員で通勤していますが、電車での感染リスクは意外と少なく、電車の中でクラスターと言うか、集団発生したという事案もありません。

今、私もJ R通勤しているのですが、J Rが車内での不要な会話はお控えくださいとアナウンスしています。皆さんがマスクをして座っている分には感染リスクはまずありません。ただ、マスクなしで大きな声で話したりして、もしその方が感染していれば、車内で感染するリスクがありますが、J Rの対応や、大体皆さん通勤される方は協力をしていただいているので、感染リスクは少ないのではないかと見ています。

**二日市審議監兼健康づくり支援課長** さきほどは慰労金でしたが、今回は支援金等のお尋ねかだと思います。医療機関とか高齢・障がい者施設、そして、新規については保育所とか児童養護施設なども対象になる感染防止対策の費用ですが、全部で1万400事業所ぐらいが対象になります。予算規模70億円ですが、まだ今のところ受け付けたのが1,400事業所ほどで14%です。これは今、委員に御指摘いただいたように、品物がまだ届かず納品を待っているとか、一度の申請で済ませたいので、領収書を全部そろえて、限度額一杯に持って行って申請しようという事業所が多いためでと見ています。早く申請していただいて早くお支払したいので、度々督促したところ、12月になってかなり申請が出てきたので、12月中にお支払したいと思います。1月末の期限を3月末にすると皆さん

ずっと引っ張ってしまうことがあって、一旦期限を切っていますが、もちろん申請は引き続き受け付けると思います。

**木田委員** 柔軟に対応していただくということでありがとうございました。

私も今、夜の繁華街に全く出ずに家で食事をしています。聞くところによると、飲食店もがらんがらんと言うか、かなり客足が止まっていて、経営者から悲鳴があがっていて、キャンセルが出た、誰も来ない、もうもたないという声が非常に多いです。マスク会食がかなり有効だということであれば、そこら辺を成果か証拠か分かりませんが徹底していただき、可能な会食はできるだけしていただくとかしないと、大分の街がもたないような状況になります。その辺の呼びかけの徹底をぜひしていただきたいと思います。

要望としては、スクールシャトルバスももう一度走らせていただけると、少し安心するということがあったので、そのこともお伝えします。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑もないようですので、藤内感染症対策課長はここで新型コロナウイルス感染症対策のため退席します。ありがとうございました。

それでは、次に、②から④について説明をお願いします。

**一丸医療政策課長** 委員会資料の7ページをお開きください。

第7次大分県医療計画の中間見直しの素案について御説明します。お手元に素案本文をお配りしていますが、委員会資料で御説明します。

1 医療計画の中間見直しに関する基本的事項については、第3回定例会において御説明しました。

2 5 疾病及び5 事業及び在宅医療の主な取組ですが、がん医療、脳卒中医療、心筋梗塞等の心血管疾患医療、糖尿病医療、精神疾患医療の5 疾病、そして、その下、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療の5 事業及び在宅医療について、それぞれ主な取組を記

載しています。

このうち、見直しにより新たに記載した取組としては、下線を引いている部分ですが、災害時小児周産期リエゾンの任命や、人生会議に関する普及啓発の推進等があります。

なお、新型コロナウイルス感染症等の対策については、現在、国において新興感染症の感染拡大時における医療を次期医療計画の記載事項に追加することが検討されています。

最後に、今後のスケジュールについてですが、1月にパブリックコメントを実施した上で、来年2月の第1回定例会において成案をお示ししたいと考えています。

**黒田高齢者福祉課長** 委員会資料の8ページを御覧ください。

お手元に素案本文をお配りしていますが、委員会資料で御説明します。

おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）（第8期）の素案についてです。

まず、第8期計画の基本理念ですが、高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進～としています。

第1章生涯生きがいを持って活躍できる社会づくりの推進では、①の地域活動への参画促進として、老人クラブやボランティアの活動支援、②のスポーツ・芸術・文化機会の確保として、生涯学習、スポーツの推進などについて記載します。

目標指標として、65歳以上の高齢者のボランティア登録数などを指標としています。

第2章いつまでも健康でいられる環境づくりの推進では、②の介護予防の推進として、専門職の効果的な関与等による住民主体の通いの場の充実、③の自立支援・重度化防止の取組の推進として、生活機能の改善に資するサービスの適切な利用の推進などについて記載します。

目標指標として、通いの場への高齢者の参加率などを指標としています。

第3章地域で安心して暮らせる基盤づくりの

推進では、①の地域ケア会議の充実・強化として、市町村への個々の課題に応じた個別支援、②の生活支援サービスの充実として、生活支援コーディネーターの取組支援、④の医療・介護連携の推進として、市町村における効果的な事業実施の支援などについて記載します。

目標指標として、地域ケア会議に1回以上参加している生活支援コーディネーターの割合などを指標としています。

第4章必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくりの推進では、①の介護サービスの充実として、居宅・地域密着型・施設サービスの充実、②の介護人材の確保・育成として、参入促進、離職防止・定着促進、現場革新などについて記載します。

目標指標として、県内の介護関係職種の有効求人倍率などを指標としています。

第5章認知症施策等の推進では、①の認知症施策の推進として、普及啓発・本人発信の支援、認知症への備え、社会参加支援などについて記載します。

目標指標として、認知症ピアサポーター登録数などを指標としています。

**河野こども・家庭支援課長** 次に、委員会資料の9ページをお開きください。

お手元に素案本文をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画の素案についてです。

本計画の策定にあたっては、これまで、国の子供の貧困対策に関する大綱等に基づき、庁内連絡会議や大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画策定委員会において、第6章の具体的な取組を中心に検討してきました。

計画は、全部で六つの章で構成していますが、第1章から第3章は、第3回定例会における骨子案にて御説明しているので省略します。

最初に、第4章の計画の推進にあたってでは、各取組を所管する教育分野や福祉分野等の関係部局、また、市町村や民間支援機関との連携を図るとしています。

次に、第5章の計画の評価ですが、本計画で

は24の指標を設定し、その目標達成度により評価するとしています。主な指標としては、1(2)の3歳児むし歯のない者の割合として、現在81.9%となっていますが、引き続き80%以上を維持することを目標としています。

次に、2(1)の朝食を毎日食べる子どもの割合として、現在85.0%を全国平均以上として目標を設定します。また、3(2)の子どもがいる世帯のうち、電気、ガス、水道料等の未払経験の割合ですが、今月実施する子ども・子育て県民意識調査で新たに調査し、目標値を設定します。

次に、第6章の具体的な取組では、1教育の支援、2生活の安定に資するための支援、3保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、4経済的支援の四つの柱で具体的な取組を記載します。

主な取組としては、1(1)の幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上として、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。また、1(6)の地域における学習支援として、各地域で実施している小学生チャレンジ教室等のさらなる充実を図ります。次に2(4)の子どもの居場所づくりへの支援として、子ども食堂が継続して運営できるよう支援していきます。さらには、2(6)の広報・啓発の充実として、支援が必要な方に支援制度の周知が確実に届くよう努めていきます。

このほか、ひとり親家庭の支援や子どもの貧困対策の推進に向けて、第6章に記載している具体的な取組を記載するとしています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**猿渡委員** 医療計画は、中間見直しで今から3年間の計画ですが、一番下の感染症について、さきほど国で次期計画の事項に追加することが検討されていると説明がありました。この時期にわざわざ見直しをするわけですね。5疾病の中に感染症がなく、これから3年間の計画をせっかく今見直しするなら、感染症についての項目があるんじゃないか、国が次に見直すかど

うとかかと言っていますが、そこは必要と思います。

それとおおいた高齢者いきいきプランの第8期計画です。介護保険料がどうなるかが一番関心が高いと思います。それは市町村の計画で決まりますが、県の計画と連携しており、そこが一番の皆さんの関心事です。ある方に聞いたら、2か月の年金が14万4,200円余りで、1回の年金から1万2,600円とか1万2,800円とか介護保険料が引かれるんですね。介護保険料だけでなく、この方は後期高齢者で後期高齢者保険料も引かれるので、年間で合わせて2か月分の年金が引かれると言うんですよ。10か月分の年金で生活しろということと言われるんです。

今でもそういう状況にあって、このままいくと高齢化が進み、サービス量がどんどん増えていくので、介護保険料が上がるのが心配されます。別府の保険料でも1期目の保険料から1.8倍を超えて、今、基準額で年間7万1,300円ですが、どこも2倍近くになっていますよね。もう次は倍超えるのではないかというぐらい、20年前に比べて毎回上がってきています。

この保険料を抑えるには国の負担を増やすしかないと私たちはずっと言い続けています。課長も副知事も厚生労働省から来ていますが、そこしかないと思います。年金は減っているし、いろんな介護保険料とか消費税とかの負担は増えているし、高齢者の状況は非常に厳しく、この計画で言っているように健康に過ごしていくような状況にないんですね。寒い時期でも暖房を我慢し、暑い時期でも冷房を我慢するという状況が本当に広がっているので、国の負担を増やすべくぜひ頑張ってくださいと思いますが、どうでしょうか。

**一丸医療政策課長** 医療計画の中の感染症対策ですが、御意見はごもっともかと思えます。正に、今、ちょうど国でも対策の中身について、議論を始めたところですよ。確かにちょっと時期がというところもあります。そういったところを待ちながら検討していきたいと思えます。

**黒田高齢者福祉課長** 委員の御指摘のとおり、

現在、市町村では介護保険事業計画の策定段階にあり、今後3か年の介護保険料の算定に向けた作業を進めています。

私どもも秋の段階で、また今月に向け、どういった状況なのか市町村とコミュニケーションを取りながら、保険料の設定等について協議をしながら進めてきています。言われるとおり、高齢化が進む中でどうしてもサービスを必要とする方が増えている。全体の財源の半分が40歳以上の方の保険料で成り立っているという制度を鑑みると、どうしても上がっていくことがなかなか避けられない状況が続いています。一方で、健康づくりの取組の効果も見ながら、市町村ではなるべく皆さまに御負担がないようにということで、今、ちょうど頭を悩ませていると承知しています。

私は確かに国から来ていますが、県の立場としては、確かに県の負担金もあるし、そういった意味では今の制度の持続可能性を踏まえると、財源構成の見直しも含めて検討いただくというところは、全国知事会を通じいつも要望しています。そうは言っても、なかなか限られた財源をどのように使っていくのが非常に難しいところかと思えます。なるべく負担がないようにと取組を進めていきたいとは思っています。

**猿渡委員** 医療の関係で、国がここを見直さないと、県としては独自にはやれないですか。感染症を入れることはできないですか。

**一丸医療政策課長** 全国での状況を見てということになるかと思えます。そういった全体的なところを見てからと考えています。

**木田委員** 資料9ページの子どもの支援計画ですが、生活環境部の青少年健全育成で要望してきましたが、玉田議員が今回質問で取り上げたヤングケアラーは今回の子どもの支援計画でどこかに盛り込まれるのか。第6章の具体的な取組で言えば2番ぐらいに入ってくるのかなと思えます。その取扱いがどうなっているか、お願いします。

**河野こども・家庭支援課長** 実際、策定委員会等でもヤングケアラーの問題等は委員から指摘をいただいているので、盛り込めるところに盛

り込むことを考えていきたいと思ひます。

**井上委員長** ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑もないようですので、次に、⑤から⑦について説明をお願いします。

**藤丸障害福祉課長** 委員会資料の10ページを御覧ください。お手元に素案本文をお配りしていますが、委員会資料で御説明します。

計画は、六つの章で構成しています。大分県障がい福祉計画関係は第3章、大分県障がい児福祉計画関係は第4章となります。

まず、第1章は、計画の趣旨等として、計画策定の趣旨と性格、計画期間等について記載します。

次に、第3章の障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進は、二つの施策で構成されており、1の障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進では、(4)地域共生社会の実現や(5)アルコール等の依存症対策の推進を新たに盛り込むほか、成果目標として①②の福祉施設入所者の地域生活への移行等を掲げています。

2の障がい者の就労支援では、(1)障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実や(2)障がい者の工賃向上のための支援の充実に取り組み、成果目標として①障がい者雇用率の全国順位等を設定しています。

第4章の障がいのある子どもと家庭への支援は、1障がいのある子どもへの支援と2障がいのある子どもの家庭への支援に取り組みます。成果目標として、①発達障がい者支援専門員の養成数等を目標に掲げます。

第5章は、地域の実情を県の施策に反映させるため、地域生活支援事業の実施内容や障がい福祉サービス量の見込みについて記載しています。

第6章の計画の推進に向けてとして、関係機関や市町村との連携や大分県障害者施策推進協議会を通じた進行管理体制と計画の点検・評価の方策について記載します。

委員会資料の11ページをお開きください。お手元に素案本文をお配りしていますが、委員

会資料で御説明します。

大分県ギャンブル等依存症対策推進計画の素案についてです。

本計画の策定にあたっては、第2回定例会での骨子案説明後、大分県ギャンブル等依存症対策推進協議会において検討してきました。

計画は、全部で五つの章で構成していますが、第1章、第2章、第5章は、第2回定例会において御説明しているので省略します。

第3章の計画の基本的な考え方ですが、1の基本理念として、発症、進行及び再発の各段階での防止対策とギャンブル等の関連問題に関する施策との連携の2点を、2の基本方針として、正しい知識の普及、相談支援体制づくり、医療提供体制の整備など4点を掲げています。

この基本的な考え方にに基づき、第4章の具体的な取組を定めていきますが、1発症予防(1次予防)では、(1)教育の推進等に努めるとしています。

次に、2の進行予防(2次予防)では、(1)相談支援の充実として、相談拠点機関を中心とし体制の整備等を定め、取組を行うとしています。

また、3再発予防(3次予防)では、ギャンブル等依存への周囲の理解と支援が重要であることから、(1)社会復帰への支援において、依存症は回復できる疾患である等の理解の促進を図るとともに、自助グループや、関係機関との連携に努めます。(2)民間団体の活動に対する支援では、自助グループ等との連携促進や支援を行うとしています。

また、4の人材育成や5の調査研究の推進等にも取り組みます。

**木内国保医療課長** 委員会資料の12ページを御覧ください。お手元に素案本文をお配りしていますが、委員会資料で御説明します。

大分県国民健康保険運営方針の見直しの素案についてです。

今回の見直しは、第3回定例会において御説明しましたが、国が5月に改訂した運営方針の策定要領に基づき行うものです。

見直しの内容ですが、大きく4点ほどありま

す。

まず、一つ目は、左下の第4章の4（5）将来的な保険税率についてですが、将来的には保険料水準の統一を目指す方向で議論し、引き続き市町村と課題を検討していきます。

二つ目は、同じく第4章の5（4）決算剰余金の活用についてですが、国保特別会計で生じた決算剰余金の一部を、県の基金に積み立て、今後の医療費水準の変動や前期高齢者交付金といった公費の精算等に備えます。

三つ目は、同じく第4章の6（2）赤字の解消についてですが、決算補填目的の法定外繰入れ等を行っている市町村について、その市町村ごとに赤字の要因の分析や法定外繰入れの状況の公表を進めます。

最後に、保健事業関係として、右上の第5章の4の健康寿命の延伸・医療費適正化に向けた取組及び6の保健医療福祉サービス等に関する施策との連携についてですが、今までの取組とあわせて、特に、保健事業実施計画に基づくデータヘルスの推進や糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防の推進に取り組むこととし、また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等に取り組みます。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別にないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

**井上委員長** これより生活環境部関係の審査を再開します。

まず、第122号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について、

合い議先の文教警察委員会から回答がありましたので、これより採決します。

文教警察委員会に合い議をした結果は、原案のとおり可決すべきであります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは次に、午前中に再審査することになりました、第123号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を再度求めます。**橋本自然保護推進室長** 私から今、配りました公の施設の指定管理者の指定についての1ページ、左側を御覧ください。

大分県長者原園地について御説明します。一つ目の収支は過去3か年の収支を掲載しており、令和元年度は収入2,597万4千円、支出2,301万円で296万4千円の黒字となっています。

次の目標指標と実績は、長者原オートキャンプ場利用者数を目標値として、過去5か年分を掲載していますが、令和元年度は7千人の目標に対し、8,734人の実績となっています。

なお、今年度は新型コロナウイルスの影響により、5月上旬までは閉鎖していましたが、8月以降、利用者は前年度より増加傾向にあります。

三つ目の次期目標指標は、令和3年度の利用者数を7,900人、令和4年度が8千人、令和5年度が8,100人の目標を立てています。

その下、選定委員会は、九重町の区長会長や観光協会長、税理士など5名で構成しています。

次の2ページの上半分を御覧ください。施設の概要です。長者原園地は駐車場や園地のほか、植生復元施設があります。

この写真で言う右側、長者原オートキャンプ場は、ケビン10棟、オートサイト40区画、フリーテントサイト40区画となっています。

3ページを御覧ください。大分県長者原園地の指定管理候補者の選定結果についてです。左側3番目の大分県長者原園地の指定管理候補者

選定の経過です。

本年7月3日に第1回選定委員会を開催した後、公募を開始し、一番下の10月26日の第2回選定委員会で候補者を選定しました。

右側の4の審査の方法、審査基準及び配点についてです。

表の左側の選定基準にあるとおり、一つ目、住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。二つ目、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることなど、四つの基準に基づく審査項目を定めており、配点は1千点となっています。

4ページを御覧ください。5番目の申請団体は、有限会社吉武建設の1団体でした。

その下、6番の選定結果及び選定理由です。

厳正な審査の結果、有限会社吉武建設を指定管理候補者として選定しました。

選定理由はその下にありますが、「これまでの実績や経験等を踏まえた実現可能性の高い具体的な内容となっており、利用促進（目標達成）が十分期待できる点が評価された」「広報計画等利用促進への取組、地域の関係機関との連携・協働の項目をはじめ多くの項目で高得点を得たため、指定管理候補者に選定した」です。

指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

その下5ページには、審査項目ごとの得点を掲載しており、総得点は1千点満点で777点でした。

大分県長者原園地の説明は以上です。

**桜山食品・生活衛生課長** おおいた動物愛護センターについて御説明します。

1ページ、収支は午前中説明しましたが、申し訳ありません、元年の収入が291万9千円と言いましたが、8千円でした。訂正します。

平成30年度はマイナス12万5千円、令和元年度はマイナス16万8千円で赤字です。

目標指標と実績は、平成30年度は、平成31年2月開所ということで、犬の頭数で1,211頭です。令和元年度は、目標値1万1千頭を掲げていましたが、9,643頭で若干少な目の実績となっています。令和2年度はコロナ

の影響がありましたが、野外施設ということで意外と落ち込みは少なく、9月末までの上半期は前年度比5.4%の増加となっています。

次期目標指標は、令和3年度は1万頭、令和4年度で1万1千頭、令和5年度から令和7年度までは1万2千頭の目標値を設定しています。

選定委員会メンバーは、専門家として立川獣医師や九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社取締役園長の神田先生、経営面から県生活衛生営業指導センターの大島経営指導員、あとは県と市の共同運営なので、県の私と大分市保健所衛生課長の川野さんとなっています。

2ページは、指定管理の施設で黒マルのドッグランが2,412平方メートル、その横の多目的広場が1,399平方メートルを確保しています。

6ページを御覧ください。選定結果について記載がありますが、選定委員は今説明したとおりで、3番から御説明します。

第1回選定委員会を令和2年6月30日に開催し、長者原園地と同じ形で、最終的に第2回選定委員会の10月29日に選定しています。

右側を御覧ください。審査の選定基準は、一番左側の1、2、3、4は長者原園地と一緒にですが、審査の項目の2番の(1)の「ドッグランの利用頭数の向上を図るため」、これだけが文言が違っています。

あと、配点についても長者原園地とは違っていますが、合計点数は1千点で一緒です。

5番の申請団体は、九州乳業株式会社1団体が申請しています。

6番の選定結果は、九州乳業株式会社で、理由はそこに記載しているとおりで、1年少しの実績と、施設の安定した運営を実現するための経営基盤や組織的なバックアップ体制、また、敷地内に本社があるので、そういったところも選定の大きな理由となっています。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間となっています。

8ページが審査結果です。1千点満点中661点の得点で選定に至ったということです。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見があればお願いします。

**御手洗委員** 事務局はどこまで話をさせていただきましたか。今、説明を受けましたが、私が質問をしたのは、選定委員会の委員をどういう基準で選んだのですかということと、選定委員会に出した資料を提示してくださいということであったと思うんですが、今、ここにはないですが。

さきほど、福祉保健部で同じ質問をしているんです。そしたら、福祉保健部はこうやってメンバーをあげてきている。どういう基準でこの方々を選んだというものを。

**桒山食品・生活衛生課長** まず、選定メンバーの選定基準について、さきほど1ページで説明したとおり、当然経営基盤を細かく見ていただく関係上、県生活衛生営業指導センターの経営指導員の大島様を選んでいます。あと動物を扱う施設なので、そういった意味で専門家の獣医師会長の立川様、また、同じような動物を扱って営業なさってノウハウがある九州アフリカ・ライオン・サファリの神田様ということで、その3名を選定しています。あとは県と市の共同経営なので、その担当課の課長ということで私と川野課長が選定されています。それが理由になります。

あと、委員会に出した資料を今持ち合わせていませんが。

**井上委員長** さきほど委員会に出した資料は非常に多いので、ちょっとまとめたのをという話でしたが、委員会に出した資料も持ってきますということでしたよね。

**御手洗委員** 事務局ね、説明するなら事前に打合せしておかないとこういうことになりますよ。

**橋本自然保護推進室長** 長者原園地の選定委員会の選定委員……

**御手洗委員** 委員を選定した基準をペーパーで出してください。

**橋本自然保護推進室長** 説明させていただいてよろしいですか。

**御手洗委員** ペーパーがないと。あるだろう。

**橋本自然保護推進室長** 今の資料に基づいて説

明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

**井上委員長** まずは説明をしてもらいましょう。

**御手洗委員** ペーパーは出るんでしょう。

**橋本自然保護推進室長** はい、ペーパーはまた準備しますが、今ある資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

**井上委員長** 選定委員に関する説明をお願いします。

**橋本自然保護推進室長** 資料の3ページ、左側の2番目に選定委員会の委員が5名掲載されていますが、実は右側の4番に選定基準というのがあります。

例えば、1番の「住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるか」ということを審査していただく専門家、有識者ということで委員長の九重町区長会、小田会長にお願いしました。

それから、選定基準2番目の「公の施設の効用を最大限に発揮するものであること」ということで、九重町にはほかにキャンプ場、オートキャンプ場、様々な観光施設があるので、そういったものとの連携も考えなくてはいけないということで九重町観光協会の岐部会長に委員になっていただきました。

3番目の「管理に係る経費の縮減、あるいは経営能力」を審査していただくため、原田税理士に選定委員になっていただきました。

あとの2人は、それぞれ九重町と私でそれぞれ施設設置者の行政の代表ということで参加させていただいています。

以上5名です。

**御手洗委員** 福祉保健部はこうやって名簿を出していただいている。さっきおっしゃったようなこともあるので。そういうことです。

いいですね、これは午前中の最後、あれからもう4時間たっているわけです。ですから、こういうことでは……やはり選定委員会に出した資料を一緒に出してください。

資料はこれだけだったんですよ、これだったんですよでいいわけですから。選定委員会に出した資料を。もうないならないでいいわけでは

から。

**井上委員長** 選定委員会に出した資料は何かファイルしたのがありましたよね。これだけあるから短くまとめますということで。

**橋本自然保護推進室長** 今、お配りしているのが、大分県長者原オートキャンプ場及び大分県長者原園地の管理運営に関する事業計画書で、申請者である吉武建設から提出された事業計画書、申請書です。実は、このほかとして添付資料に納税証明とか財務指標とか個人情報に該当するもの、あるいは県との今後のやり取りの中で必要な様式といったものが膨大に添付されていたので、今、お配りしたものは事業計画、内容の部分を提出しています。

**御手洗委員** もう最後にしますが、これが諸般の報告であればおっしゃるとおりでいいです。議案でしょう、第123号議案でしょう。報告と同じような解釈をされているのではないですか、諸般の報告と。これは議案ですよ。議案審議のために12時前に資料を出してくださいというお願いをして4時間たっている。報告ならいいですよ。（「委員長から、これ……」と言う者あり）あとはもう委員長に任せる。（「どうしてこうなったというのを……じゃ、私からいいですか」と言う者あり）

**阿部委員** 今まで指定管理の問題について、今に始まったわけじゃないので、指定管理の制度を導入した時点からずっとやってきたわけですが、今日の、特に長者原園地とおおいた動物愛護センターについては、指定管理料とか債務負担行為とか、なしなしでぱっぱと来て、このままの書類がぼんとここに来ているわけですよ。これで議案として審議をしてと言っても、じゃ、本当にこの経費がなかったんですかといったら、オートキャンプ場ではこれだけの売上げがあって、これをもって長者原園地も管理をしているということでしょうから。オートキャンプ場ではどれぐらい利益があって、この金を経費として回しているのかという説明までしてもらわないと。これだけぼんと出てきて、そういう状況だったので、今みたいな議論になってしまったわけですよ。だから、議案として出た

以上はもう少し丁寧に私どもに説明していただきたい。

そして資料が、例えば、こういう資料でも、時々あるじゃないですか、ちょっと目を通してくださいと。しかし、これは個人情報に関するから回収しますよとって回収すればいいですよ。

だから、やはりそれくらいまでの配慮がほしいなということだと思うので。そのところはそういうことでね、私から言っていいのかな。じゃ、そういうことで締めてください。

**井上委員長** いろいろ意見が出たように、あくまで諸般の報告じゃなくて、付託案件である場合は、もう少し丁寧な説明を委員会で行っていただきたいということを申し入れたいと思います。（「それと資料の提出ね」という者あり）資料の提出も。よろしくお願いします。（「後日来るんですね」と言う者あり）今のメンバーの分ですね。（「提出します」「速やかに」と言う者あり）

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

**井上委員長** それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、議員提案により制定された政策条例の検証についてです。

お手元にお配りした条例一覧を御覧ください。

福祉保健生活環境委員会は、生活環境部所管が2本、福祉保健部所管が3本あります。

常任委員会でこれらの条例の検証について、委員長連絡調整会議で議長から提案がありました。

検証するかどうかや検証の進め方については、委員会に委ねられています。

私としては、福祉保健部から1本、生活環境部から1本、制定年の古いものを検証してはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

具体的には、福祉保健部ががんの条例、生活環境部が飲酒運転の条例です。

〔協議〕

**井上委員長** それでは、福祉保健部所管の大分県がん対策推進条例と生活環境部所管の大分県飲酒運転根絶に関する条例を令和3年第1回定例会の常任委員会にて検証することとします。

最後に、参考人招致です。

事前にお知らせしていますが、12月11日に第3委員会室にて、13時30分より大分地方気象台の立川真彦防災管理官から大分県の気象特性と防災気象情報について、また、14時40分より中津市民病院の武末文男臨床研究部長から暮らしの中で取り組む新型コロナウイルス感染症対策について、意見聴取したいと考えていますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** それでは、そのようにします。

なお、立川防災管理官の招致については、土木建築委員会との合同委員会となります。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。